

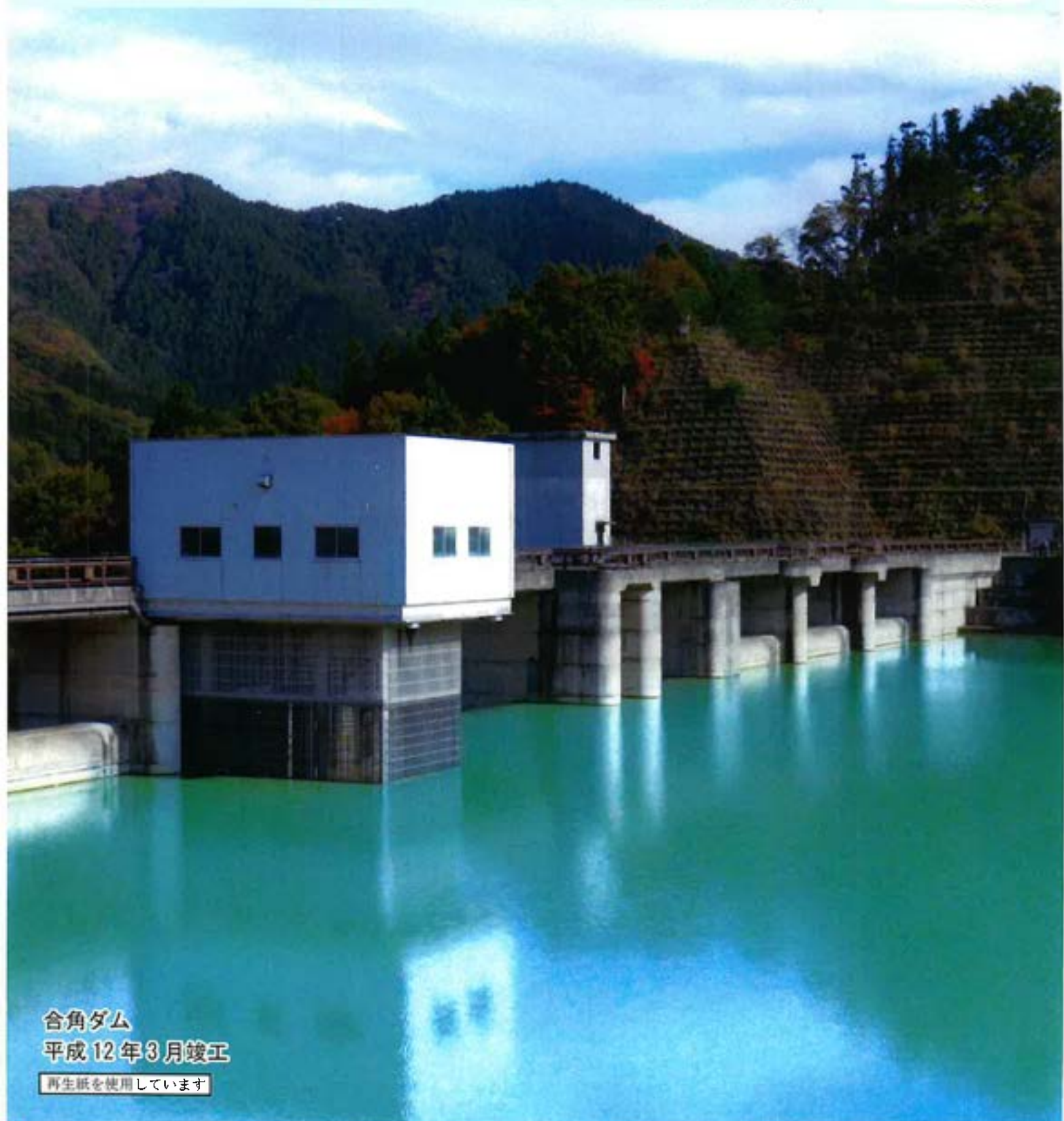
埼玉県

2020

一廃連ニュース

埼玉県一般廃棄物連合会会報

vol. 58



合角ダム
平成12年3月竣工

再生紙を使用しています

昨年全国各地で発生いたしました

災害の被災者の皆様に

心よりお見舞い申し上げます

埼玉県一般廃棄物連合会

理事長 中根 正治郎

他 役員 一同

年頭挨拶



埼玉県一般廃棄物連合会
理事長 中根 正治郎

明けましておめでとうござい
ます。

会員皆様並びに関係各位におか
れましてはご健勝にて令和二年の
初春をお迎えの事と心よりお慶び
申し上げます。

さて、昨年はなんと言いまして
も台風第十九号により浸水被害に
見舞われた東松山市における災害
廃棄物処理支援活動です。昨年九
月から発生した台風は関東一円に
被害をもたらしました。ここ埼玉
県も被害を受け、テレビでは越辺
川の氾濫で被害を受けた川越市の
映像が連日放送されておりました
が、「川の国埼玉」が仇となった
ものか、県内至る所で大小規模の
浸水被害がありました。熊谷・越
谷の竜巻被害は記憶していたもの
の、災害II地震ばかりを想定して
いました。九月に起きた千葉県の
豪雨災害で私達の仲間が大変な思
いをしておりましたがどうか実感
が薄く、実際に私たちが活動に直
面してその処理の大変さを思い知
った次第です。

東松山市の支援活動は昨年十月

十六日から始まり年内で終了と思
っていたところあまりの量の多さ
に本年三月三十一日まで延長とな
り、会員皆様には地元での災害ゴ
ミの処理活動も忙しい中にも関わ
らず、多くの方にご協力いただき
心から感謝申し上げます。

活動に参加できなかった会員か
らは、人出不足で参加できなく申
し訳ないとした連絡も多数ありま
した。人手不足問題は私たちの業
界に限らずではございますが、災
害時に人員を投入してとなると地
元での事業活動に支障が出る事と
なります。また、人出不足から当
然ながら従業員の年齢も高くなり、
加えて「働き方改革」の問題も重
なり、余力のないギリギリの事業
活動行っている現状で対処するの
は本当に難しい状況です。解決策
として外国人の雇用が社会的な風
潮にあります。これについても
手続き等の問題や市町村から委託・
許可を受けての私たちの事業に果
たして適合するののかという危惧も
あります。

しかしながら、本年は私たちも

こうした問題を放置しておく訳には
行かず、集中して問題解決に取
り組んでいかねばならないと考え
ます。

一方、私たちの事業の大部分を
占める浄化槽関連では、本年四月
一日に施行されます浄化槽法の一
部改正に向けて、環境省では、浄
化槽リノベーション推進検討会を
設置し「①特定既存単独処理浄化
槽に対する措置 ②浄化槽処理促
進区域の指定 ③公共浄化槽制度
の創設 ④使用の休止の届け出の
創設 ⑤浄化槽台帳整備 ⑥協議
会 ⑦浄化槽管理士に対する研修
の機会の確保」の7項目について

制度創設の検討が行われています。
内容的には、概ね埼玉県環境部水
環境課が開催しております浄化槽
適正化対策会議で課題とされてき
たもので、国レベルに昇格したと
いうところでしょうか。このうち
「浄化槽管理士に対する研修の機
会の確保」に関しては、一般社団
法人埼玉県浄化槽協会が毎年開催
している「浄化槽総合講習会」と
同じようなものになるものと思わ

れますが、研修会或いは講習会の
受講も検討されているようです。

法改正が浄化槽関連業界にとり
意義ある結果を生むものと、期待
を寄せております。また、昨年十
月、宮代町から法定検査受検促進
を目的とした戸別訪問に清掃業者
の同行依頼がありました。同町で
は過去七年こうした活動をしてお
り今後も事業を継続して実施する
との事で、こうした地道な活動が
飛躍的な結果を出すこともあり、
そこに私たちが参加できることは
誇りでもあると考えます。

本年はスポーツの祭典であるオ
リンピック・パラリンピックが日
本で開催されます。世界中から観
戦客が日本を訪れるとあって、経
済効果への期待が寄せられている
ようです。昭和三十九年に開催さ
れたオリンピック程の効果は無い
にしても、日本中が湧きたってい
る様は少しばかりうれしくもあり
ついでにはその喜びが業界にも影響
を及ぼしてくれることを願ってお
ります。

埼玉県一般廃棄物連合会は、廃
棄物処理・水環境保全に貢献する
ため一層邁進する所存でございます
ので、会員皆様並びに関係各位に
おかれましては、今後ともご指導
ご鞭撻を賜りますようお願い申し
上げます

最後に、災害で被災しました皆
様方の一日も早い復興と、関係各
位の方へのご健勝並びにご発展を
心から願ひまして新年の挨拶とさ
せていただきます。

目次

●年頭挨拶	中根正治郎 1
●日本一暮らしやすい埼玉県に向けた挑戦	大野 元裕 2
●新年に寄せて	名倉 良雄 3
●浄化槽行政について	松田 尚之 4
●川口市の一般廃棄物処理行政について	奥ノ木信夫 5
●埼玉県の一般廃棄物行政について	河原塚啓史 6
●埼玉県における浄化槽行政について	酒井 辰夫 7
●埼玉県における交通安全対策について	本多 一美 8
●令和二年 年頭所感	山本 忠文 9
●地域の環境保全と生活基盤支え	山本 忠文 9
●専門企業集団として貢献果たす	山本 忠文 9
●年頭のご挨拶	日野 邦英 10
●浄化槽維持管理の現状と課題について	星野 弘志 11
●新年に寄せて	関根 学 12
●埼玉環境部関係係長表彰者等	表彰(優良従事者)並びに永年勤続 候補者推薦のお知らせ 13
●埼玉県環境部関係係長表彰者等	表彰要領 14
●埼玉県一般廃棄物関係係長表彰者等	表彰要領 15
●令和元年度埼玉県環境部関係係長表彰者等	表彰要領 16
●浄化槽法改正の概要と埼玉県の対応に ついて	埼玉県環境部水環境課 19
●令和元年度浄化槽法定検査受検状況	埼玉県環境部水環境課 21
●市町村表敬訪問活動	埼玉県環境部水環境課 22
●令和元年度交通安全防止コンクール	埼玉県環境部水環境課 23
●令和元年度交通安全防止コンクール	埼玉県環境部水環境課 24
●物支援助活動経過報告	埼玉県環境部水環境課 26
●清掃活動報告	埼玉県環境部水環境課 29
●SSS会ゴルフコンペ参加者募集	埼玉県環境部水環境課 30
●平成を振り返って	安川 豊白 31
●会員紹介	安川 豊白 32
●行事報告	安川 豊白 34
●青年部活動報告	安川 豊白 36
●女性部活動報告	安川 豊白 38
●総務委員会	日野 邦英 39
●総務教育広報委員会	日野 邦英 39
●生活排水対策委員会	小田 正 39
●補償料金対策委員会	小田 正 39
●ゴミ対策委員会	若林 光夫 40
●役員名簿	坂塚 浩 42
●役員名簿	坂塚 浩 43
●編後記	坂塚 浩 44

日本一暮らしやすい埼玉県に向けた挑戦



埼玉県知事 大野元裕

明けましておめでとうございませう。皆様には健やかに令和初の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日頃本県の一般廃棄物行政の推進に多大なる御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、このたびの台風第十九号の被災地での支援につきまして、迅速な対応をいただき、重ねて御礼申し上げます。

去年はラグビーワールドカップ2019が成功裏に終わり、熊谷ラグビー場からも世界最高峰の試合と心からのおもてなしを届けることができました。また、映画「翔んで埼玉」が大ヒットし、洪沢栄一翁が新一万円札の顔に選ばれ、来年のNHK大河ドラマの主役にも決定するなど本県が注目された年でした。

一方、くしくも近年に関東地方で初のCSF（豚コレラ）が発生し、更に台風第十九号による甚大な被害への対応と、迅速かつ的確な危機管理が問われた年でもありました。

今年はいよいよ東京2020大

会が開催され、本県でもオリンピックでバスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃の四競技、パラリンピックで射撃の一競技が実施されます。皆さんの思いをつなぎ、ほとんどの市町村を巡る聖火リレーも行われます。大会を成功させ本県を更に盛り上げてまいります。

さて、人口増加が続いてきた本県も、間もなく人口減少社会へ突入します。全国一の速さで後期高齢者人口が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み、社会保障の受け手と担い手のバランスを保つことが困難になります。本県は、かつて経験したことのない大きな変化に直面してまいります。

そうした中、今までの発想を変えながら、県民誰もが自分らしく活躍できる「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向け、果敢に挑戦してまいります。

そのためのカギとなるのが、技術革新、グローバル化、そしてシニア・女性の活躍ではないでしょうか。

人口減少社会の中でも成長して

いくためには、Society5.0へ向けた積極的な対応が不可欠です。

「埼玉版スーパー・シティ」構想により、AI・IoT、5G等を活用し、エネルギーの効率的な利活用を中心に企業や市町村等の参画を促し、エネルギー問題の解決に加え、職住近接によるワークライフバランスや子育て環境の向上、高齢者の見守りなど、少子高齢社会の様々な課題の解決を目指してまいります。また、これにより災害時のエネルギー確保や地域に特化した災害情報の発信なども期待されます。

グローバル化の進展により、ヒト・モノなどが地球規模で行き交うことが日常となっています。改正入管法も施行され、本県の在留外国人数の増加が見込まれています。県としてもグローバル人材の育成を進めるとともに、異なる文化や価値観を認め合い各々の能力を発揮できる多文化共生社会の実現に努めてまいります。

ラグビーワールドカップ成功の理由の一つに「多様性」の受入れ

があります。様々な背景を持つ選手たちが一つのチームとなり力を尽くす姿や、互いの文化を尊重し国歌を歌い合う姿は、正に多様性を持つ大きな力を私たちに気付かせてくれました。

さらにはワールドカップを支えてくれたボランティアの方々も、全く試合を見ることがかなわずとも、水面下で与えられた任務を全力でこなし、「熊谷の神対応」と評価される大会をつくり上げてくれました。

ところで、洪沢翁は「四十、五十は漢垂れ小僧、六十、七十は働き盛り、九十になって迎えが来たら百まで待てと追い返せ」と説きました。人生一〇〇年時代の到来を予見するような言葉です。生涯社会の様々な担い手として活躍し、生き生きとした人生を送るためにも何より健康であることが重要です。スポーツやレクリエーションを通じた健康増進により、健康寿命の延伸を目指し、生涯現役社会の実現を図ってまいります。

また、昨年映画化された本県出身の女性医師のバイオニア、荻野吟子の例を取り上げるまでもなく、女性活躍も更に広げる必要があります。女性の視点を取り込むことは、社会の様々な課題解決にもつながる多様性や、新たな価値を生み出す大きなチャンスとなります。出産や子育てを機に退職する女性が多い現状もあることから、働きたいと考える女性に寄り添い、再就職やキャリアアップに向けた支援に力を入れてまいります。

今年、循環型社会元年といわれる平成三十二年（二〇〇〇年）からちょうど二十年となる節目の年です。当時と現在とを比較すると、平成三十二年度における県内の一般廃棄物の最終処分量（最終処分率）は、三三万八七九二トン（二一・五％）でしたが、平成三十九年度には九万九七二二トン（四・三％）となり、最終処分への依存が大幅に減少しています。これは、県民、事業者、民間団体、行政が連携して地域の資源の有効利用や環境の保全を進めてきた成果です。

今後とも、多様な主体がそれぞれの活動を通じて協働していくことが重要です。埼玉県一般廃棄物連合会の皆様と更なる連携を取りながら、県民の快適な環境衛生の保全、向上に取り組んでまいります。

「日本一暮らしやすい埼玉県」は「埼玉版SDGsの実現」でもあります。市町村や企業、団体、個人各々が知恵を出し合い、誰一人取り残さない、どの地域も取り残さない持続可能な埼玉を共に創ってまいります。

今年の干支、子（ねずみ）は、繁栄の象徴とされています。多くの課題に直面する埼玉ではあります。ですが、更なる繁栄に向かって皆様と「ワンチーム埼玉」でチャレンジしてまいります。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会のみならずの御発展と、会員の皆様の御健康と御活躍をお祈り申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

新年に寄せて

一般廃棄物処理行政について



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
名倉 良雄

令和二年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

今年、地震や台風、豪雨災害等が全国各地で発生し、災害廃棄物の適正な実施や平時の体制整備が急務となっています。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、本省のみならず、地方環境事務所職員や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.WasteNet)による被災地支援を充実させており、災害時には、発災直後から職員や専門家を派遣し、全国の自治体や一般社団法人日本環境保全協会を始めとする一般廃棄物処理団体、民間事業者等の御協力もいただきながら、災害廃棄物の収集運搬や仮置場の確保・運営等

について支援を行っています。また、平時の備えを一層充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定支援や国、地方自治体、関係事業者等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を更に進めてまいります。

一般廃棄物処理施設は、平常時及び災害時を通して一般廃棄物の処理を適正かつ着実に、地域の資源循環を支えるとともに、地域創生の基盤となる重要な社会インフラです。そのため、十分な老朽化・災害対策が行われていない一般廃棄物処理施設に対して、循環型社会形成推進交付金等で支援する事により、防災機能を向上させ災害に強い施設となるよう、早急かつ適切な更新を進めてまいります。

また、第五次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」の考えに基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画では、「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」といたしまして、迷惑施設として捉えられがちな廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として活用すること等を記載しております。環境省として、循環型社会形成推進交付金やエネルギー特会を活用した事業等により、温暖化対策や災害対策にも資する施設整備を推進してまいります。

平成二十年の「六・一九通知」及び平成二十六年の「一〇・八通知」等により、一般廃棄物処理に関する市町村の統括的責任の重要性や、市町村の一般廃棄物処理計画を受けた廃棄物処理法の適正な運用について、また、平成二十九年三月には、廃棄物対策課長・産業廃棄物課長の連名の、いわゆる「三・二一通知」により、処理業者への委託時にその根幹的内容を規制権限の及ばない第三者に委ねることなく自らの責任で決定すべきものであること等、排出事業者の責任が極めて重いものである旨を通知しており、引き続きこれらの周知徹底を図ってまいります。

令和二年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

今年、地震や台風、豪雨災害等が全国各地で発生し、災害廃棄物の適正な実施や平時の体制整備が急務となっています。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、本省のみならず、地方環境事務所職員や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.WasteNet)による被災地支援を充実させており、災害時には、発災直後から職員や専門家を派遣し、全国の自治体や一般社団法人日本環境保全協会を始めとする一般廃棄物処理団体、民間事業者等の御協力もいただきながら、災害廃棄物の収集運搬や仮置場の確保・運営等

について支援を行っています。また、平時の備えを一層充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定支援や国、地方自治体、関係事業者等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を更に進めてまいります。

一般廃棄物処理施設は、平常時及び災害時を通して一般廃棄物の処理を適正かつ着実に、地域の資源循環を支えるとともに、地域創生の基盤となる重要な社会インフラです。そのため、十分な老朽化・災害対策が行われていない一般廃棄物処理施設に対して、循環型社会形成推進交付金等で支援する事により、防災機能を向上させ災害に強い施設となるよう、早急かつ適切な更新を進めてまいります。

また、第五次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」の考えに基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画では、「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」といたしまして、迷惑施設として捉えられがちな廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として活用すること等を記載しております。環境省として、循環型社会形成推進交付金やエネルギー特会を活用した事業等により、温暖化対策や災害対策にも資する施設整備を推進してまいります。

令和二年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

今年、地震や台風、豪雨災害等が全国各地で発生し、災害廃棄物の適正な実施や平時の体制整備が急務となっています。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、本省のみならず、地方環境事務所職員や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.WasteNet)による被災地支援を充実させており、災害時には、発災直後から職員や専門家を派遣し、全国の自治体や一般社団法人日本環境保全協会を始めとする一般廃棄物処理団体、民間事業者等の御協力もいただきながら、災害廃棄物の収集運搬や仮置場の確保・運営等

について支援を行っています。また、平時の備えを一層充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定支援や国、地方自治体、関係事業者等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を更に進めてまいります。

一般廃棄物処理施設は、平常時及び災害時を通して一般廃棄物の処理を適正かつ着実に、地域の資源循環を支えるとともに、地域創生の基盤となる重要な社会インフラです。そのため、十分な老朽化・災害対策が行われていない一般廃棄物処理施設に対して、循環型社会形成推進交付金等で支援する事により、防災機能を向上させ災害に強い施設となるよう、早急かつ適切な更新を進めてまいります。

また、第五次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」の考えに基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画では、「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」といたしまして、迷惑施設として捉えられがちな廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として活用すること等を記載しております。環境省として、循環型社会形成推進交付金やエネルギー特会を活用した事業等により、温暖化対策や災害対策にも資する施設整備を推進してまいります。

浄化槽行政について



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長
松田 尚之

新年明けましておめでとうござ
います。

皆様には平素より浄化槽行政の
推進に御理解、御支援を賜り、厚
く御礼申し上げます。

現在、関係者の皆様の御尽力に
より、浄化槽は既に全国約一、一
七六万人の方に御利用されていま
す。

浄化槽は、短期間で安価に設置
することができるといって、特に人口
が分散している地域において最も
経済的かつ効率的に設置できる汚
水処理施設として期待されていま
す。また、自立分散型施設である
浄化槽は、今後の人口減少社会に
も対応しやすく、地域の水循環の
保全に貢献することができ、さら
に地震にも強く、被災しても短期
間で復旧できるといった特長を持
っています。汚水処理の未普及地
域の早期解消に向け、また地方創
生や国土強靱化を図る上で、浄化
槽の役割は今後ますます大きくな
っていくものと考えています。現
在、国土交通省、農林水産省、環
境省の3省で連携し、持続的な汚
水処理システム構築に向けた都道
府県構想の見直しを都道府県、市
町村に対して要請しており、政府
一丸となって汚水処理施設の早期
整備に取り組んでおります。

一、浄化槽の整備促進
我が国の公共用水域の水質を保

全する観点から、生活排水の対策
は必要不可欠です。

平成三十年度末の全国の汚水処
理人口普及率は、九一・四％とな
り、年々増加しているものの、未
だに約一、一〇〇万人の方が生活
排水を処理できていません。また
我が国における汚水処理の普及状
況は、大都市と中小市町村で大き
な格差があり、特に人口五万人未
満の市町村の汚水処理人口普及率
は八〇・三％に留まっています。

一方、浄化槽での人口普及率は
全国平均では九・三％であるのに
対し、人口五万人未満の市町村で
は二〇・二％であり、人口規模が
小さいほど高い普及率を示してい
ます。

埼玉県においては、汚水処理人
口普及率は九二・二％と全国平均
を上回っていますが、市町村によ
る格差が見られます。普及率が低
い市町村において早急に生活排水
対策を進めるためには、地域特性
に応じた浄化槽の整備が極めて有
効であると考えています。

二、浄化槽の国庫助成制度

浄化槽の国庫助成については、
個人が合併処理浄化槽を設置する
際に補助を行う「個人設置型」と
市町村自らが公設浄化槽を整備す
る「市町村設置型」があり、この
制度を活用して多くの市町村で浄
化槽整備が進められてきました。

特に市町村設置型については、平
成二十九年年度末現在で一六八市町
村が実施しており、浄化槽整備の
公共関与の強化の観点からも今後
一層の普及促進を図ってまいりま
す。

また、「二酸化炭素排出抑制事
業費等補助金(省エネ型浄化槽シ
ステム導入推進事業費)」につい
て、浄化槽システム全体の低炭素
化を図ると同時に老朽化した浄化
槽の長寿命化を図ることを目的と
して、高度化設備の導入・改修費
や、既設大型浄化槽本体の交換費
用について、二分の一の助成率で
支援しています。

今後とも地方公共団体や浄化槽
関係者の皆様の御意見を伺いな
がら、地域にとって、より使い勝手
の良い助成制度となるよう取組を
進めてまいります。

三、単独処理浄化槽への対策

平成十二年度の浄化槽法改正に
より単独処理浄化槽の新設は原則
禁止となりました。しかし、現在
も浄化槽全体の約五十二％、およ
そ約四〇〇万基が残存しており、
老朽化することで破損や変形、漏
水するものも出てきており、早急
に合併処理浄化槽への転換が必要
なものも存在しています。

こうした中、平成三十年六月十
五日、「政府の骨太の方針」や
「成長戦略」において単独処理浄
化槽の転換を含めた汚水処理事業
のリノベーションが位置づけられ
ました。六月十九日には、二〇一八年
度から五ヶ年の「廃棄物処理施設
整備計画」が閣議決定され、新た
に浄化槽整備区域の合併処理普及
単独処理浄化槽からの合併処理浄
化槽への単独転換、省エネ浄化槽整
備による二酸化炭素削減の目標を
設定しました。これを受けて令和
元年度予算においては、宅内配管

工事を含めた単独処理浄化槽の転
換を重点的に進めるとともに、共
同浄化槽を含めた市町村設置整備
事業や省エネ浄化槽の普及推進に
も取り組み、限られた財源の中で
政策課題に対応すべく、従来の予
算制度の見直しを図っております。
次の世代に良好な水環境を受け
渡していくためにも、単独処理浄
化槽からの早期転換につき、御協
力をお願いします。

四、適正な維持管理の徹底

低コストで設置することができ、
良好な処理水質を誇る浄化槽です
が、その本来の性能を永く発揮
するためには、清掃、保守点検に
よる維持管理が不可欠です。浄化
槽法上、適正な維持管理が確保さ
れていることを法定検査により担
保することとされています。しか
しながら、現状では浄化槽全数で
の法定検査の受検率は全国平均で
四一・八％となっており、年々向
上しているものの、地域によって
大きく異なっており、未だ十分と
は言えません。引き続き、関係者
が一体となって受検率の向上に取
り組んでいく必要があります。

また、受検率や維持管理の向上
更には単独転換の促進等の施策を
進める上での基盤として、浄化槽
の設置や維持管理に関する情報を
浄化槽台帳としての確に把握して、
電子情報として管理することが重
要となっています。関係者が連携
して、効率的に浄化槽台帳システ
ムの整備推進等により取り組
んでいく必要があると考えており
ます。

五、終わりに

浄化槽の普及には、今後の人口
減少や高齢化等の社会情勢の変化
を十分に踏まえるとともに、低炭
素社会、循環型社会、自然共生社

会といった持続可能な社会の構築
に向けて、役割を果たしていく必
要があります。このため、浄化槽
の管理者、製造・設置・維持管理
等を担う事業者、行政等、多くの
関係者の皆様の更なる協力や連携
により、浄化槽の特長を最大限に
活かして、地域の実情を踏まえた
より効率的かつ効果的な生活排水
処理をさらに普及していくことが
求められています。

昨年は、各党の国会議員の皆様
にも広くご理解をいただき、議
員立法による改正浄化槽法を成立
いただき、浄化槽行政をさらに発
展させる契機となる一年となりま
した。

昨年度から、単独処理浄化槽の
合併処理浄化槽への転換に関する
宅内配管工事への助成制度がスタ
ートしたところで、市町村の予算制
度の活用も始まったばかりですが、
改正法により、単独処理浄化槽の
転換をさらに進めるように都道府
県や市町村とも連携して取り組
んでいく必要があります。浄化槽台
帳は、これまでは地域ごとに取り
組まれていたところですが、改正
法により、設置情報のみならず管
理情報を統合した浄化槽台帳シス
テムの整備を進めていく必要があ
ります。

環境省といたしましては、より
よい環境を次世代に引き継いでい
くため、改正浄化槽法の施行に取
り組み、地方公共団体や浄化槽関
係者の皆様と手を携えて浄化槽に
よる汚水処理対策や管理の向上を
進めてまいりたいと考えておりま
すので、本年もご理解とご支援を
賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方の御健勝と御多
幸を心からお祈り申し上げます。
年の挨拶といたします。

川口市の一般廃棄物 処理行政について



川口市長

奥ノ木 信夫

新年あけましておめでとうござ
います。埼玉県一般廃棄物連合会
会員の皆様におかれましては、健
やかに令和二年度の清々しい新春
をお迎えのことと心からお慶び申
し上げます。

また、日頃より一般廃棄物の収
集運搬や適正処理等を通じ、地域
環境の保全と公衆衛生の向上に多
大なる貢献をいただき、中根理事
長をはじめとする皆様方のご尽力
に対し、心より感謝申し上げます。
川口市は埼玉県の南端にあり、
荒川を隔てて東京に接し、都心か
ら一〇〜二〇km圏内に位置して
います。市内には、国道一二二号
や東北自動車道、首都高速川口線、
東京外かく環状道路が通り、さら
に、JR京浜東北線、JR武蔵野
線、埼玉高速鉄道の九駅が設置
されるなど、経済活動や市民生活
の面で利便性の高い地域環境とな
っています。

このため、市内では住宅都市化
が進展し、平成二十九年十二月に

は市の人口が六十万人を超え、更
に今後も緩やかな人口の増加が見
込まれるなど、人口減少社会の中
にあってもなお、東京のベクトラ
ウンとして人口の集積が進んでい
ます。

一方で、本市は荒川、芝川、見
沼代用水などの水辺空間や、安行
台地、見沼田んぼなどの緑地空間
といった、首都圏において貴重な
「水」と「緑」の資源を有してい
ることから、市では、平成三十
一年四月に、環境部に自然保護対策
室を新設し、市内の自然や生き物
の保護にも力を注いでいるところ
です。

また、伝統的な鑄物工業をはじめ
め、機械工業、木型工業などによ
る「ものづくりのまち」としても
発展し、活気あふれる中小企業の
集積が進み、現在でも我が国有数
の産業都市として、日本のものづ
くりにおいて重要な役割を担って
います。
本年は、昭和三十九年以来、五

十六年ぶりに東京でオリンピック・
パラリンピック競技大会が開かれ
ますが、前回のオリンピック開催
時に聖火が灯された旧国立競技場
の炬火台は、本市内の鑄物師が心
血を注いで作製したものでありま
す。

現在、この炬火台が半世紀の時
を経て川口に里帰りし、JR川口
駅前のキヌポ・ラ広場にて、本年
三月までの予定で展示されており
ます。前回オリンピックの象徴と
もなった炬火台を、間近で見ると
とができる貴重な機会でございます
ので、皆さまも是非お立ち寄り
ください。

また、本市は平成三十年四月に
中核市へ移行し、福祉・保健、環
境分野など市民に身近な多くの事
務を新たに所管することとなりま
した。常に六十万市民の目線に立
ち、中核市としての事務権限を最
大限に活かした行政サービスを展
開し、これからも多くの人々から
選ばれ続ける「魅力あるまち川口」
の実現に向け、市政をより一層発
展させるべくさまざまな政策を進
めているところです。

さて、本市の一般廃棄物行政に
ついては、昭和五十年代以降、市
内に最終処分場を確保できない状
態が続いていることから、焼却処
理量と最終処分量の減量化に積極
的に取り組んできました。全国に

先駆け、後に「川口方式」と呼ば
れるようになった資源物の分別収
集と集団資源回収を実施し、現在、
資源物は十一品目に分別し、集団
資源回収団体の数は四百を超えて
います。

また、現在世界的な課題となっ
ているプラスチックごみ問題に関
しては、平成五年にペットボトル、
平成十四年にプラスチック製容器
包装の分別収集を開始し、資源の
循環的な利用に資するとともに、
適正な分別回収による散乱の防止
を図ってきたところでございます。

平成二十年十一月には市内の市
民団体、事業者及び市の三者によ
る協定に基づき、協定参加店舗に
おけるレジ袋無料配布の中止の取
り組みを開始し、平成二十二年六
月には「川口市レジ袋の大幅な削
減に向けた取り組みの推進に関す
る条例」を施行し、レジ袋削減を
全市的な取り組みとして一層強化
したところでございます。

更に、昨年四月からは、脱プラ
スチックに向けた市の取り組みと
して、竹製のうちわを作製するな
ど、啓発品や記念品等におけるプ
ラスチック製品の使用の抑制を図
るとともに、市民の皆さんに対し
てもプラスチックスマートフェス
タの開催などにより脱プラスチック
の普及啓発を図ってまいりまし
た。

また、現在、市の一般廃棄物の
処理に関する基本的な方針を定め
る「川口市一般廃棄物処理基本計
画」の改訂を進めております。こ
の中で、プラスチックごみや食品
ロスに対する取り組みなど、新た
な施策や目標を積極的に取り入れ
循環型社会の構築のために市に求
められる、時代の要請に応じた計
画を策定すべく検討を重ねていま
す。

昨年十月は台風十九号による大
規模な災害が発生し、各地に甚大
な被害をもたらす、自治体におけ
る災害ごみの収集・運搬・処理に
関する対応の必要性を強く認識い
ました。こうした中、貴連合
会とは、埼玉県清掃行政研究協議
会を通じ「災害廃棄物等の処理の
協力に関する協定」を締結してお
り、たいへん心強いものと考えて
おります。貴連合会会員の皆様方
におかれましては、本市の廃棄物
行政に対し、より一層のご理解と
ご支援を賜りますよう心からお願
い申し上げます。
結びに、貴連合会の益々の発展
と、会員の皆様のご健勝とご多幸、
さらなるご活躍を祈念申し上げ、
年頭の挨拶といたします。

埼玉県一般廃棄物

行政について



埼玉県環境部
資源循環推進課長
河原塚 啓史

河原塚 啓史

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては新たな年を迎えられ、御健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。

また、中根理事長様はじめ貴会会員の皆様には、日頃より本県の一般廃棄物行政の推進に多大なる御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、台風第十九号が関東地方を通過し、豪雨等による被害を当県にもたらしました。災害廃棄物の処理は現在でも被災自治体の大きな課題です。貴会におかれましては、発災直後から被災地での災害廃棄物撤去について御尽力していただきました。特に、県内で最も被害が大きかった東松山市内

での災害廃棄物処理支援活動では、多くの会員の皆様が被災直後から継続して現地に集まり、濡れて重くなった家財などを被災家屋から車両へ積み込み、仮置場まで運搬されたとお聞きしています。被災地域の方にとってはたいへん心強かったことと存じます。改めてお礼申し上げます。

本県では、平成二十八年度に災害廃棄物処理指針を策定して以来、大規模災害発生時に速やかで効果的な対応ができるよう「災害廃棄物対策図上訓練」を毎年度実施しています。近年では、全国各地で大規模地震のみならず風水害などの自然災害の発生が続いています。気候の変動をふまえますと、今後

も大規模な水害の恐れがあると思われまます。被害が比較的軽微であった自治体の方も、「気象のほんのわずかな違いで、今回に限っては自分たちのところが被害を受けなかったにすぎない」との意識をもち、今から備えておくことが大事です。

このようなことから、今年度の災害廃棄物処理図上訓練は台風第十九号の災害廃棄物処理対応の最中である十一月に実施しました。訓練のシナリオである「状況付与」では今回の被災状況の一部分でもお伝えできるように工夫しました。貴会の皆様には、被災地支援の最中にも関わらず全四日の訓練すべてにコントローラ役として御参加いただきました。今まさに現地で行われている支援活動の実績に基づき御意見やアドバイスをいただき、実り多い訓練となりました。

さて、県では環境負荷や資源枯渇のリスクを減らし、持続可能な循環型社会を構築するため、廃棄物の発生を少なくする「リデュース」、ものを繰り返し使う「リユース」、使用済みのものを原材料として再生利用する「リサイクル」

の「3R」を推進しています。ごみを出さないライフスタイルの普及に向けた3Rの推進は、廃棄物削減のための取組みの大きな柱です。県では、今年度、食品ロスの削減と食品の有効活用を促進するため、関係者の皆様にそれぞれの立場から取り組むべき内容などの御意見や御助言をいただく「食品ロス削減ネットワーク会議」を開催しました。貴会にもメンバーとして御参加いただき、貴重な御意見をいただきました。

本会議でいただいた御意見を踏まえ、県では地域の食品ロスを地域で活用する持続可能な「地産地消型食品ロス削減モデル」を構築しました。また、事業者で備蓄の進む災害備蓄食料を活用するモデルも構築しています。今後も、部局間のもとより、団体、事業者の皆様との連携により、食品ロスの削減を推進してまいります。

貴会からは毎年啓発のためのグッズを寄贈いただき、イベントや環境学習の場で活用させていただいております。昨年は食べきりと呼び掛けるコバトンの描かれたハンドタオルにリニューアルされ、

様々な世代に大変好評です。プラスチックごみ問題への対応には、3Rの推進が重要です。県では広報紙にプラスチックごみ問題の特集記事を掲載し、3Rの推進やごみ拾い活動への参加を呼びかけました。

また、3R推進月間にプラスチックごみ問題に関するパネル展示を県内デパートと共催するなど、行政と民間の連携による情報発信にも力を入れています。

循環型社会の推進のためには、今後とも県民、事業者、民間団体、行政など多様な主体がそれぞれの活動を通じて協働していくことが重要です。

ここに貴会会員の皆様の御貢献に敬意を表しますとともに、本県における一般廃棄物の適正処理と環境保全の向上に、引き続きより一層の御支援、御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々の御発展と、会員の皆様のお多幸を心から御祈念申し上げます。まして、新年の挨拶とさせていただきます。

埼玉県における

浄化槽行政について



埼玉県環境部水環境課長

酒井 辰夫

その機能を十分に発揮させるため、管理者に①清掃、②保守点検、③法定検査の三つの維持管理義務が課されていますが、平成三十年の実施率は、清掃五十六・一％、保守点検六十三・八％で、浄化槽法十一条検査については十七・八％と全国でも最下位のグループに位置しています。

は、坂戸市と桶川市で新たに導入され、導入市町村の総計は十四市町となりました。

今後、県内全域での導入に向け、保守点検事業者、清掃事業者、指定検査機関及び市町村と調整を図りながら、一括契約制度の利用促進に努めてまいります。

後には、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽に除却等を求めることができることとなります。

また、「市町村整備型」で整備された浄化槽が「公共浄化槽」として法律に位置付けられ、下水道に並ぶ生活排水処理施設としての地位を高めるものと考えています。

埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様、明けておめでとうございませう。皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃浄化槽の適正管理の

活排水処理人口普及率を一〇〇％とする目標を定めておりますが、平成三十年末現在九十二・二％であり、年々着実に改善しているものの、さらなる取組強化が必要と要す。

十一條検査の受検率を合併処理浄化槽と単独処理浄化槽と比較すると、合併処理浄化槽では三十一・九％と比較的向上している一方、単独処理浄化槽では五・三％と低迷している状況です。昨年度からBOD検査を導入した十人槽以下の単独処理浄化槽に、効率化検査を行えることとしました。平成二十三年度から本制度を導入している合併処理浄化槽に続いて、単独処理浄化槽にも指定採水員制度が適用され、平成三十年末には指定採水員として五百九名の方が活躍しております。

さらに、県内の浄化槽の状況をより正確に把握するため、昨年六月から新たに地理情報システムと連動した「スマート浄化槽台帳システム」を導入し、本庁及び七つの環境管理事務所での運用を開始しました。これにより、合併処理浄化槽への転換促進や維持管理の適正化に大いに役立つものと考えております。今後、清掃業者の皆様との御協力もいただきながら台帳の運用を進めてまいりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。

また昨年は、台風十九号など集中豪雨による浸水・水害が相次ぎ、上下水道などのインフラにも多大な被害が出ました。新たな水害への備えとして各分野でインフラ強化が議論されていますが、浄化槽においても例外ではありません。

推進につきましては、一般廃棄物連合会の皆様の多大なる御協力に厚くお礼申し上げます。

県では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、全国でもトップレベルとなる補助制度を実施してまいりました。また、転換時に住民の初期の費用負担が少なく済む「市町村整備型」による浄化槽整備を推進しており、現在県内十二市町村で制度が導入されています。市町村整備型は、浄化槽管理者に代わり市町村が維持管理を実施するため、浄化槽の適正な維持管理が期待できます。

また、維持管理の適正化を推進するため、平成二十七年から保守点検、清掃及び法定検査を一括して一つの契約書で行う浄化槽維持管理一括契約の導入を市町村単位で進めてまいりました。今年度は、坂戸市と桶川市で新たに導入され、導入市町村の総計は十四市町となりました。

さて、国においては、合併処理浄化槽への転換促進と浄化槽管理の強化を目的として、昨年六月に浄化槽法の改正があり、本年四月から施行されます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして新年の御挨拶とさせていただきます。

平成三十年度の県内河川のBOD環境基準達成率は八十九％となっており、いまだ約六十万の県民が台所排水等の生活雑排水を未処理のまま公共用水域に排出している状況です。

河川の水質改善のためには、第一に、合併処理浄化槽や公共下水道などの生活排水処理施設の整備を進めることが重要です。県では、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」において令和七年度までに生

理も重要な課題です。浄化槽にはその機能を十分に発揮させるため、管理者に①清掃、②保守点検、③法定検査の三つの維持管理義務が課されていますが、平成三十年の実施率は、清掃五十六・一％、保守点検六十三・八％で、浄化槽法十一条検査については十七・八％と全国でも最下位のグループに位置しています。

は、坂戸市と桶川市で新たに導入され、導入市町村の総計は十四市町となりました。

今後、県内全域での導入に向け、保守点検事業者、清掃事業者、指定検査機関及び市町村と調整を図りながら、一括契約制度の利用促進に努めてまいります。

後には、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽に除却等を求めることができることとなります。

また、「市町村整備型」で整備された浄化槽が「公共浄化槽」として法律に位置付けられ、下水道に並ぶ生活排水処理施設としての地位を高めるものと考えています。

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」において令和七年度までに生

理も重要な課題です。浄化槽には

その機能を十分に発揮させるため、管理者に①清掃、②保守点検、③法定検査の三つの維持管理義務が課されていますが、平成三十年の実施率は、清掃五十六・一％、保守点検六十三・八％で、浄化槽法十一条検査については十七・八％と全国でも最下位のグループに位置しています。

は、坂戸市と桶川市で新たに導入され、導入市町村の総計は十四市町となりました。

今後、県内全域での導入に向け、保守点検事業者、清掃事業者、指定検査機関及び市町村と調整を図りながら、一括契約制度の利用促進に努めてまいります。

後には、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽に除却等を求めることができることとなります。

また、「市町村整備型」で整備された浄化槽が「公共浄化槽」として法律に位置付けられ、下水道に並ぶ生活排水処理施設としての地位を高めるものと考えています。

埼玉県における 交通安全対策について



埼玉県警察本部
交通部 交通総務課
交通安全対策推進室長

本多 一美

新年、おめでとうございます。
埼玉県一般廃棄物連合会の皆様方におかれましては、輝かしい新年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。

皆様方には、平素から警察行政の各般、とりわけ交通事故抑止活動に関しまして、深いご理解と多大なるご協力をいただいておりますことに對しまして、心から感謝を申し上げます。

昨年の交通事故死者数は一二九人で、前年比四十六人の減少（マインス二六・三％）と、全国一の減少数を記録するとともに、昭和三十年以降、最少の死者数となりました。

また、人身事故件数につきましても、前年比マインス十一・四％で九年連続で減少し、昭和五十四年以降で最少となったほか、負傷者数、物件事故件数のいずれも減少するなど、交通事故総量が減少した一年となりました。

故の約六割を占めており、時間帯別では夕暮れ時から夜間にかけての十八時から二十一時が最も多い時間帯でした。

これらの事故を受けて、県警察では高齢歩行者の保護を最重点とした「早めのライト点灯」「反射材の着用」「歩行者保護」の三つのアルファベットの頭文字のHをとった「きらめき3H（トリプルエイチ）運動」を実施しております。

特に歩行者保護については、本年実施される東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、横断歩道における歩行者優先の基本的ルールを徹底させるための啓発活動や横断歩行者妨害等違反の交通指導取締りを強化しているところがあります。

また、横断歩道上の交通事故を始め、交通事故を起こした場合の行政上のリスク等を理解していただくため、実際にあった行政処分事例の資料を作成しドライバーへの啓発を行っている他、埼玉県警察公式チャンネル（YouTube）で交通事故防止に関する動画を公開しています。それぞれ、県警察のホームページにも掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

昨年、県内における廃棄物収集車両が第一当事者となった交通事故の発生はありませんでした。

ので、平成二十七年三月以降、約五年にわたり「交通死亡事故ゼロ」が継続しています。

このことは、貴連合会の皆様方が日頃から交通安全の重要性を認識し、各事業者における安全運転管理を行っていただいている結果でございますので、改めて感謝申し上げます。

それでは、中国の書物「新仙伝（しんせんでん）」に記されている「杏林伝説（きょうりんでんせつ）」についてお話しします。

中国の廬山に住む仙人董奉（とうほう）は、医師に優れていると評判で、全国から病を治してもらいたいと多くの人々が仙人董奉のもとを訪ねてきたそうです。

董奉は、治療をした御礼は受け取らずにその代わりに軽症の患者には一本、重症の患者には五本の杏の樹を廬山の山に植えさせました。

董奉は、数十年にわたりそうした治療を続けたところ、廬山一体は杏の林「杏林」となりました。今では「杏林」とは名医の美称となり、杏林〇〇等は「杏林伝説」にあやかっただけの名前ではありません。

このことから名医の美称である「杏林」の意味するところは、永年にわたる継続が将来大輪の花を咲かせるということと「継続は力なり」ということであると思えます。

交通死亡事故ゼロ日数を継続していくことや振り込み詐欺の被害を出さないことは大変難しいと思えます。

しかし、県警察としては「交通事故防止や振り込み詐欺防止」に向けた各種対策の継続が杏林伝説のように何事も継続することが大きな成果や結果につながっていくことを期待し、多少の困難はあっても続けていくことが重要であると思っております。

引き続き、様々な交通死亡事故抑止対策を推進していきたいと考えていますので、更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。貴連合会におかれましては、旧年中も交通事故防止コンクールに参加していただき、交通安全意識の高揚を図っていただいたほか、悲惨な交通事故を一件でも減少させていくために自主的な交通事故防止活動を展開していただいております。

本年においても、貴連合会の皆様とこれまで同様に緊密な連携をとりながら、引き続き交通事故防止に向けて取り組んで参りたいと思っております。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々のご隆盛と会員事務所の皆様にとりまして、本年が更り多き年となりますことを心から祈念申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

《令和二年 年頭所感》

地域の環境保全と生活基盤支え 専門企業集団として貢献果たす



一般社団法人
日本環境保全協会会長

山条 忠文

謹んで新春のお慶びを申し上げ
ます。

令和初の新年を襟を正して迎え
たところでございます。

日本環境保全協会は昭和三十六
年に一般廃棄物処理業者の全国団
体として設立し、半世紀を超えて
一般廃棄物処理業者の健全な発展
へ全会員一致団結のもとに事業の
推進を図ってまいりました。

私共は一般廃棄物の適正処理を
日々如何なる時も確実に実行する
ことを社会使命に全国津々浦々で
市町村行政に積極的に協力し、ご
み・し尿・生活排水の適正処理に
努め、地域の最前線で住民の安心・
安全の確保に取り組んでおります。
これまで本会は数次の大災害に
際し、全会員一致結束のもと被災

の保全と地域創生に一層の貢献を
果たす決意であります。

そのためにも環境への負荷の低
減、資源循環・低炭素化を図るた
めに食品リサイクル事業、容器包
装リサイクル事業等、リサイクル
事業に積極的に取り組み、明日の
循環型社会の形成に努めてまいり
ます。

また、水環境の保全では、経済
的かつ効率的、そして災害に強い
合併処理浄化槽の普及促進と適正
な維持管理体制の整備を図ってま
います。

私どもは日本が直面する人口減
少、高齢化、都市への人口集中、
地方の衰退などの構造的課題と向
き合い、社会の要請にしっかりと
応え、培った技術と組織力をもっ
て環境保全事業を総合的に担う企
業集団として事業を推進してまい
ります。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合
会が広く埼玉県における生活環境
の保全にさらなるご貢献をされま
すことに期待申し上げ、併せて貴
連合会のみならずのご発展と役員・
会員皆様様のご健勝とご多幸を心
からお祈り申し上げます。新年の
ご挨拶と致します。

大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

モリタエコノスは環境保全特殊車輛メーカーとして培った豊富な技術実績と
新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。



株式会社モリタエコノス

本社・工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地
Tel.079(568)2006 Fax079(568)7706

<http://www.morita-econos.com>



ハイプレクリーナー
(高圧洗浄車)



バックマスター
(回転式塵芥車)



パワフルマスター
(強力吸引車)



E P 2 (バキュームカー)
(衛生車)

■全国販売網及びサービス網

- | | | | |
|--------|---------------------|-------------|---------------------|
| 仙台支店 | Tel.022(237)4171(代) | 京都営業所 | Tel.075(631)3391(代) |
| 埼玉支店 | Tel.048(777)1891(代) | 広島支店 | Tel.082(893)2231(代) |
| 西東京営業所 | tel.042(568)2971(代) | 四国支店 | tel.087(841)3330(代) |
| 千葉支店 | tel.043(243)2737(代) | 福岡支店 | tel.092(591)1201(代) |
| 東京支店 | tel.03(5569)1740(代) | 静岡営業所 | tel.054(281)2388(代) |
| 神奈川支店 | tel.045(506)0031(代) | | |
| 名古屋支店 | tel.052(882)4571(代) | 代理店 | |
| 新潟営業所 | tel.025(265)0276(代) | 北海道モリタ | tel.011(721)4114(代) |
| 静岡営業所 | tel.054(281)2388(代) | 北海道特殊自販機 | tel.011(784)4222(代) |
| 関西支店 | tel.072(947)2121(代) | 沖縄モリタ特殊サービス | tel.0988(77)6677(代) |

年頭のご挨拶



一般社団法人
埼玉県浄化槽協会理事長

日野 邦英

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、明けましておめでとうございませう。皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また平素は、一般社団法人埼玉県浄化槽協会の運営に多大なるご尽力とご高配を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、令和二年は千支の十二支において最初の子年にあたりませう。我が国では、昨年五月一日に新天皇が御即位され、令和の時代が始まりました。また、十月二十二日には「即位礼正殿の儀」が行われ、天皇陛下はおことばにおいて、「国民の叙智とたゆみない努力によって、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを切に希望いたします」と結ばれております。埼玉県においても、昨

年九月二日に上田県政を継承し発展させるとした大野新知事が誕生しました。就任のあいさつでは、「県と地域社会とが一体となって、あらゆる人に居場所がある共生社会の実現に向け、まちづくりに取り組み、埼玉県の未来へ責任を果たしていく」と述べられております。まさに今年は、元号・令和の意味にあります。人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ。新たな時代の幕開けではないでしょうか。

私共に関わりのある浄化槽においても、昨年六月に浄化槽法が十四年ぶりに改正され、本年四月から施行されることになりました。特に今回の法改正については、昭和五十八年の浄化槽法制定、平成十二年の法改正による単独処理浄化槽の新設の原則禁止に続く「第三次浄化槽革命」と呼ぶべき変革

とされています。改正の背景には、単独処理浄化槽が現在も多数残存しており、これらの老朽化による破損・漏水が懸念されることから、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題であること、また、定期検査の受検率が低い状況にあるため、浄化槽台帳の整備を通じた受検率向上と適正な管理の指導強化が課題となっております。

本県における浄化槽の設置基数については、平成三十一年度末時点において合併処理浄化槽は二十三万三千基に対して、単独処理浄化槽は二十四万八千基と過半数を占めています。改正法では、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であると認められる単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」とし、都道府県知事が除却その他必要な措置をとることができると規定されました。本県においては、単独処理浄化槽の実態を早急に把握し、「特定既存単独処理浄化槽」については、優先的に転換していく必要があると考えます。

定期検査の受検率に関して、本県は平成三十年末において一七・八%と大変低く、維持管理の実施状況についても、清掃は五六・一%、保守点検は六三・八%と必ずしも適切に行われているとは言えません。改正法において、浄化槽の適正な管理を図るためには、行政が指定検査機関や保守点検業者、清掃業者等の把握している情報も併せて一元的に把握することが望ましいとされ、浄化槽台帳の整備では、記載事項として法定検査の実施状況に加えて、清掃及び保守点検に関する事項を含めることとなりました。

川崎の国埼玉”実現のためには、生活排水対策の推進が不可欠であり、改正された浄化槽法を的確に履行していくことが何より重要と言えます。当協会といたしましても、行政が取り組む単独処理浄化槽の実態把握や浄化槽台帳の整備に関して、積極的に協力していく所存でございます。その際には、清掃業者、保守点検業者、指定検査機関の連携による情報共有が鍵となりますので、貴連合会の皆様には、是非、当協会をご支援くださるようお願い申し上げます。

身近な環境の将来については、明るいことばかりではありません。特に気候変動は、地球規模の最大脅威と懸念されており、政治や経済、金融など様々な分野におい

て対応が必要となっております。しかし、二〇一八年の世界の温室効果ガス排出量は過去最大であり、大気中濃度も観測史上最も高い数値を記録した、と昨年末に国連の機関から発表されました。そして地球温暖化の影響であるかは不明ですが、昨年十月の台風十九号では、県内各地で観測史上最大の雨量を記録し、甚大な浸水被害が広い範囲で発生しております。浄化槽についても、冠水によるブローアーや制御盤の破損、蓋の消失、土砂の堆積や槽内への流入などの被害状況の報告が当協会会員からありました。浄化槽被害の実態は十分に把握できておりませんが、今後同様の浸水被害の発生が想定されます。当協会といたしましては、災害時における浄化槽の点検や復旧など、被災された住民の皆様への支援について行政と連携して行えるよう尽力してまいります。

結びとなりますが、この一年、埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

浄化槽維持管理の現状と課題について



一般社団法人
琦玉県環境検査研究協会
代表理事
星野弘志

新年明けましておめでとうございます。埼玉県一般廃棄物連合会の皆様には、穏やかな新年を迎えられましたことと、心よりお慶び申し上げます。中根理事長様をはじめ会員の皆様には、平素より浄化槽の法定検査の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに本紙面をお借りして心より御礼を申し上げます。

さて、昨年五月から始まった令和という新しい時代も年を改めました。平成という時代は東日本大震災を始め災害の多い時代であっただけに、令和には平和で安寧な時代になってほしいとの願いが込められていると言われています。しかし、残念ながら、超大型の台風の影響を含めて全国各地が被災するなど大きな災害に見舞われるという幕開きとなりました。

台風が大型化する背景には海水温の上昇など地球温暖化による気候変動の影響が示唆されています。温室効果ガスの削減が思うように進んでいかない現状を踏まえると、今後は常に従来の想定を超えた災害と向き合い、出来る限りの備えをしていかなければならない世の中になってしまったと覚悟せざるを得ません。また、残念ながら被災してしまった場合には、いかに速やかに復旧するか、復旧のための社会システムもより強力なものにしていく必要があります。

言うまでもなく、一般廃棄物連合会の皆様は、台風の襲来時であってもごみの収集に当たられ私たちの生活環境を守っていただいていることはもとより、被災後は災害廃棄物の収集・運搬にご尽力されているところです。本頭に頭が下がる思いです。今後の災害頻発化社会を見据えるとき、このように社会を支える重大なお仕事を担われている一般廃棄物事業者の皆様こそ、まずは被災されないことが重要であり、社会全体が皆様の防災対策の一層の整備・強化を支援していくことが必要であると強く感じているところです。

浄化槽についても、災害への一層の備えが必要です。一般的に浄化槽は災害に強く、被災しても比較的速やかに復旧できる社会基盤であると言われています。しかし、今回のような水害で被災した地域では、プロワなどの電気系統が浸水により故障し動かなくなってしまう事例も少なからずあるようです。こうしたことを考えると、災害への備えとしては、浸水のリスクの大きい地域では、例えばプロワの設置位置を高い場所にすることといった配慮も必要なのではないでしょうか。それでも浸水してしまえばプロワなどが壊れてしまった場合には、交換に掛かる費用の一部を補助する仕組みの整備や保険なども検討する必要があると思います。

本県の合併処理浄化槽による汚水処理人口は昨年度末で七十一万八千人と千葉県に次いで全国二番目です。いわば浄化槽県であると云っても過言ではありません。災害に強い浄化槽をさらに災害に強くしていくための取組を浄化槽県である本県から発信していきたいものです。

浄化槽の維持管理の徹底に大きな効果を発揮するものとして、清掃・保守点検・法定検査をまとめて契約することが出来る浄化槽維持管理一括契約制度があります。本県では行政の積極的な取組と一般廃棄物連合会様、生活環境保全協同組合様など関係業界のご理解・ご協力により着実に普及拡大してまいります。昨年度は、八万二千件弱の法定検査実施基数の10%弱が維持管理一括契約をしていただいている浄化槽でした。本年も本制度のさらなる活用により浄化槽県にふさわしい維持管理状況に向け力強く前進していきたいものです。一般廃棄物連合会の皆様の引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。

本年は子年です。子の本来の意味は種子の中に新しい生命がぎざし始める状態のことだということです。本年を新たな成長起点として、貴連合会とその会員の皆様が発展され、それが本県の環境のさらなる改善に繋がっていくことを心より祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

新年に寄せて



埼玉県生活環境保全
協同組合理事長

関根 学

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、希望に満ちた新春を迎え、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃浄化槽の適正な維持管理につきまして、中根理事長をはじめ連合会の皆様に多大なるご理解とお力添えを賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、令和という新たな時代が幕を開け、即位礼正殿の儀や大嘗祭など厳かな皇室行事を皆様も目にされたのではないのでしょうか。儀式の始まりとともに、すっと雨が上がり、虹がかかった時には、穏やかな優しい時代になる前触れかと勝手に感じました。しかしながら、またしても自然の驚異をまざまざと見

ります。

さて、当組合は浄化槽保守点検業者による組合として、浄化槽維持管理の三要素（清掃・保守点検・法定検査）の保守点検という立場から、日頃、貴会の皆様と浄化槽法定検査の受検率向上をはじめとする、生活排水処理の普及に向けて情報交換をさせて頂いております。埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の施行規則改正をはじめとする行政各所とのやりとりに関しても、具体的な成果を少しずつですが達成しつつあるのではないかと思います。様式九号・十号による管理者への通知により、浄化槽の正しい維持管理を理解してもらった上で、清掃の実施、法定検査の受検をもうろうというものです。十一号の法定検査受検率は僅かですが上昇し、平成三十年度は一七・八%となりました。しかし、同年度の清掃実施率が五六・一%保守点検は六三・八%との結果には、「まだまだ推進しなければ」という気持ちと、「そんなにもやれていないかな」という体感の、二つの思いが混在します。今年四月の浄化槽法の改正項目に含まれ、

長年の課題となっていた台帳整備への着手に貢献し、期待して設置基数の分母の推移を見守ってまいりましょう。

また、当組合が以前から進めております、浄化槽維持管理一括契約制度に対する事務代行事業についても継続審議をしております。

窓口業者の事務負担の増加等、皆様の制度導入に障害となりうる要因を軽減し、且つ指定検査機関との連携でメリットが生み出せるものにするべく、事業運営の実現に向けて調整をしております。

今後も貴会のご協力のもと、互いの業務、立場を尊重しつつ、埼玉県の浄化槽業界の活性化や水環境の保全の為に足りないものを広い視野で見出し行政との意見交換、調整を図って、浄化槽業界を理想的な方向に進めていけるよう日々研鑽、努力を惜しまぬ所存でございます。

貴会の皆様におかれましては、今後共変わらぬご理解、ご指導をお願いするとともに浄化槽業界に身を置く全ての皆様方のご活躍、ご発展を祈念し年頭のご挨拶とさせていただきます。

ShinMaywa

時代を先取り、シンガタ咲いた。

「今」の時代に求められるものを先取り、ホディーデザインに、機能の細部に写し出す。こうして生まれ変わった、新しい圧縮式廃芥車「G-PX」。ここから、次がはじまる。この先に、爽りがある。



作業時、走行時の安全性、そして積込性能を向上し、常に時代の先頭をリードする。

G-PX

新型2・3・4トン車級

新明和工業株式会社
http://www.shinmaywa.co.jp

特装車事業部 営業本部 関東支店

〒331-0811 さいたま市北区吉野町1-20 TEL(048)651-9741 FAX(048)651-9237

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰 (優良従事者) 並びに 永年勤続候補者推薦のお知らせ

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者、並びに優良従事者表彰は、令和元年五月二十二日浦和ワシントンホテルで開催の第四十三回通常総会において表彰式を行いました。

当日は、埼玉県環境部副部長が受賞者に賞状と連合会からの記念品を添えて授与し、知事表彰を受けた田島啓巨理事(児玉清掃代表取締役)が受賞者を代表し謝辞を述べた。続いて交通事故防止コンクルの表彰式も行われ、事故防止達成十四チームが風上正樹・埼玉県警察本部交通部交通総務課長から受与されました。

受賞されました皆様には、今後も更にご活躍いただきますと共に心よりお祝い申し上げます。連合会では、永く環境衛生の向上に貢献されております皆様全員の表彰を目標に、また、各社における永年勤続者の表彰推薦も推進してまいります。

永年勤続者表彰につきましては、本号に掲載しております選定基準をご参照のうえご推薦いただきますようお願い申し上げます。

令和元年度 受賞者

環境省

環境再生・
資源循環局長表彰

(令和元年十月一日)



鈴木一徳様
益米商事(株)

埼玉県

埼玉県知事表彰

(令和元年五月三十一日)



西野日出夫様
(株)西野商事

埼玉県知事表彰

(令和元年十一月十四日)



小島進様
(株)環境センター

環境部長表彰

(令和元年五月二十二日)



田島啓巨様
(株)児玉清掃

環境部長表彰

優良従事者



奥澤玉雄様
(株)総合管理センター

優良事業従事者表彰

柴崎 恵里様
(株)日野商事

一般社団法人
日本環境保全協会

功労会員表彰
(令和元年十一月二十一日)

井上 功様
共栄衛生(株)

受賞
おめでとうございます。

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領

(目的)

第一条 この要領は、廃棄物の処理、若しくは浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の業務に従事し、その適正な実施に当たり、不断の努力を重ねて著しい成果を収め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に功績を挙げた功労者等を表彰し、もって廃棄物処理等に関する意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の種類及び区分)

第二条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

(一) 一般廃棄物関係環境衛生功労者

(二) 一般廃棄物関係優良従事者

(三) 産業廃棄物関係環境衛生功労者

(四) 産業廃棄物関係優良従事者

(五) 浄化槽関係環境衛生功労者

(六) 浄化槽関係優良従事者

二 表彰の区分は、埼玉県知事表彰及び埼玉県環境部長表彰とする。

(表彰基準)

第三条 表彰の選考は、次の各号に合致する者とする。

(一) 一般廃棄物関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。

- イ 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に關し、積極的に従事者の技術向上に努めるなど、他の模範となるもの
- ロ 一般廃棄物の収集運搬又は処理の技術向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の技術力向上に寄与したものであること
- ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- ニ 一般廃棄物関係優良従事者については、次に該当する者であること。
- イ 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に從事する者で、その功績が特に顕著であるもの
- ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- 三 産業廃棄物関係環境精製功労者については、次の各号に該当する者であること。
- イ 産業廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に關し、積極的に従事者の技術向上に努めるなど、他の模範となるもの
- ロ 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等について調査研究、普及研修指導等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の技術力向上に寄与したものであること
- ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- 四 産業廃棄物関係優良従事者については、次に該当する者であること。
- イ 産業廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に從事する者で、その功績が特に顕著であるもの
- ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- 五 浄化槽関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。
- イ 浄化槽の普及又は維持管理の啓発等に努めるなど、他の模範となるもの
- ロ 浄化槽の適正な設置、適正な維持管理の推進又は水処理技術の向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の資質力向上に寄与したものであること
- ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと

- ニ 浄化槽関係優良従事者については、次に該当する者であること。
- イ 浄化槽の普及又は維持管理の啓発等に努めるなど、他の模範となるもの
- ロ 浄化槽の適正な設置、適正な維持管理の推進又は水処理技術の向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の資質力向上に寄与したものであること
- ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと

第四條 一般廃棄物関係環境衛生功労者又は一般廃棄物関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式一又は二により、埼玉県一般廃棄物連合会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

二 産業廃棄物関係環境衛生功労者又は産業廃棄物関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式三又は四により、埼玉県産業廃棄物協会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

三 浄化槽関係環境衛生功労者又は浄化槽関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式五又は六により、社団法人埼玉県浄化槽協会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

(被表彰者予定数)
 第五条 被表彰者予定数は、原則として毎年度のとおりとする。

(一) 知事表彰
 一般廃棄物関係環境衛生功労者 二名以内
 産業廃棄物関係環境衛生功労者 二名以内
 浄化槽関係環境衛生功労者 二名以内

(二) 部長表彰
 一般廃棄物関係環境衛生功労者 三名以内
 産業廃棄物関係環境衛生功労者 三名以内
 浄化槽関係環境衛生功労者 三名以内

(その他)
 第六条 この表彰要領に定めのない表彰選考基準については、別に「埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準」、「埼玉県産業廃棄物関係表彰選定基準」及び「埼玉県浄化槽関係表彰選定基準」で定めるものとする。

附則
 この要領は、平成二十一年一月七日から実施する。

附則
 この要領は、平成二十三年十月二十五日から実施する。

埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準

「埼玉県廃棄物関係環境衛生功
労者等表彰要領」(以下、「表彰要
領」という。)に基づき、一般廃
棄物関係表彰対象者を選定する場
合は、原則として次の基準による
ものとする。

三 年齢が四十歳以上であるこ
と。

(優良従事者)

一 一般廃棄物の収集運搬又は
処理に関する従事期間が十五
年以上であること。

二 年齢が四十五歳以上である
こと。

第一 知事表彰

(環境衛生功労者)

一 環境部長表彰(表彰要領に
基づくものに限る。)後五年
以上経過し、その間の功績が
顕著であるもの。

二 十五年以上、一般廃棄物の
収集運搬又は処理に関する事
業の実績を有し、他の模範で
あるもの。

三 一般廃棄物の収集運搬又は
処理に関する技術向上等を目
的とした団体の役員歴が通算
で十年以上であること。
四 年齢が五十歳以上であるこ
と。

第三 知事表彰及び環境部長表彰
の特例

一 一般廃棄物対策を推進する
に当たり、その功績が特に顕
著であると認められる者にあ
っては、上記の基準にかかわ
らず表彰対象とすることがで
きる。

第四 除外規定

一 叙勲、褒章、環境大臣表彰
(旧厚生大臣表彰を含む)及
び埼玉県知事表彰(他の分野
における表彰を含む)の何れ
かを受けたことがある者は、
表彰要領及びこの選定規定
(以下、「表彰要領等」という。)
に基づく表彰を受けることが
できない。

二 環境部長表彰(一般廃棄物
関係に限る。)を受けたこと
がある者は、表彰要領等に基
づく環境部長表彰を受けるこ
とができない。

第二 環境部長表彰

(環境衛生功労者)

一 十年以上、一般廃棄物の収
集運搬又は処理に関する事業
の実績を有し、他の模範であ
るもの。

二 一般廃棄物の収集運搬又は
処理に関する技術向上等を目
的とした団体の役員歴が通算
で五年以上であること。



HERE IS THE NEW STYLE.

これが、極東開発工業のまったく新しいごみ収集車。

力強く洗練されたデザインに生まれ変わった「PRESSPACK。」と「PACKMAN。チルト」はLEDリヤコンビネーションランプと、インナーズライドカバーに一体型ワンタッチハンドルなどを採用し、高い安全性・作業性も実現しています。

NEW PRESSPACK

4t車級プレス式ごみ収集車 プレスパック。

スムーズで効率的な積込みを実現
プレスプレートの形状を見直し、ごみの圧縮率を向上させ、よりスムーズで高効率な積込みを実現しました。



サイドステップナを標準装備
ボデーサイドパネルにプレス加工のサイドステップナを標準装備。ボデー剛性の向上と力強いデザインに貢献します。

NEW PACKMAN

4t車級回転板式ごみ収集車 パックマン。チルト

圧縮率の向上と逆流防止を両立
ホップ形状およびブッシュプレートのリンクポイントを見直し、ごみの圧縮率の向上と逆流防止を両立しました。



車両全高を低減
ダンプ機構を変更することでボデー高さを低減し、従来機に比べ車両全高を約100mm～約160mm低減しました。

極東開発工業株式会社 北関東支店 埼玉営業所 さいたま市北区東大成町2-299-1オリオンビル2F
TEL / 048-668-7712

埼玉県環境部 資源循環推進課

令和元年度埼玉県災害廃棄物対策図上訓練の実施について

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、平時から十分な事前準備と心構えが必要です。特に発災直後の初期対応は、その後の災害廃棄物の処理にあたって大変重要な位置を占めるため、現場を指揮する職員が自ら行うべき業務内容や手順を把握し、的確な判断のもとに指示する必要があります。

災害廃棄物の処理に注目が集まりがちですが、被災した後でも住民の生活環境を保全するため、生活ごみ・し尿の処理体制を維持することは災害時における最優先課題のひとつです。災害廃棄物処理図上訓練は主に県内市町村の職員を対象とした訓練で、平成二十八年年度から毎年実施しています。

この度の災害廃棄物の処理では、初期対応がその後の処理の進捗速度を決める、とはどういうことかについて改めて知らされました。

県では、この経験を今後になかすには災害廃棄物処理の記憶が新しいうちにこそ図上訓練を実施する意義がある、と考え、令和元年度の図上訓練及び事前研修会は令和元年

十月及び十一月に開催しました。

事前研修会では、平成三十年七月豪雨の被害を受けた岡山県倉敷市での災害廃棄物処理の指揮を執られた倉敷市役所の方に、被災直後から一年間の対応について御講義いただきました。また、県からは台風第十五号で被害を受けた千葉県への支援、及び台風第十九号による県内での災害廃棄物処理対応について進行中の状況を説明しました。出席者は七十七名で、閉会時間まで具体的な内容について活発な質問が寄せられました。

図上訓練のシナリオでは、被災前から準備していたものに加え、台風第十九号により東松山市や県内各地で発生した状況を基に「震災によって生じた被害」の状況にアレンジして組み入れました。

訓練の構成は、三十分間のミニロールプレイと振り返りの意見交換を一セットとし、第一幕から第五幕までの計五セット行いました。シナリオ上の震災発生日は令和元年十月十二日とし、第一から第三幕は十月十三日（被災した翌日）の、第四幕は翌々日、第五幕は三日後、と場面設定し

ました。ロールプレイは、コントローラが状況を付与し、参加者とコントローラとの口頭のやり取りで進行させる方法としました。

通常、ロールプレイ演習では、数名で一班を編成し各班が同時にそれぞれ演習しますが、今回は、各幕において演習する班（プレイヤー班）をひとつにし、残りの班の参加者は観客としてその幕のやり取りを見る方式としました。次の幕では班を交代し順に次の班がプレイヤー班となります。プレイヤー班はどのような状況が付与されるか知らずに演習を行います。観客となる班（観客班）には予め本幕での状況付与シートや資料を配布しました。これによって観客班は、プレイヤー班がどのように苦労しそうか、を想像しながら見ることで、危険予知の練習ができます。

ロールプレイ後の意見交換の時間では、プレイヤー班にようやく資料が配布され、プレイヤー班・観客班・コントローラの全員で、ロールプレイ中に発生した印象深い「その場面」について、なぜうまくいったか（失敗したか）を話し合います。コントローラ

は一般廃棄物連合会理事の方々をはじめ、災害廃棄物処理の現地経験者で編成しました。コントローラが実体験を交えてコメントすることで、参加者がこれまで新聞等で聞き取ってきた事実と訓練会場で疑似体験した「その場面」とを結びつけてもらえるよう工夫しました。

訓練には述べ百名が参加、市町村の課長級の方が多く出席されました。一般廃棄物連合会からの出席者のお力を借りて、臨場感あるロールプレイや活発な意見交換を行うことができました。訓練の目的である「現場を指揮する職員が自ら行うべき業務内容や手順を把握し、的確な判断のもとに指示する」ことについて、参加者の皆様の準備の助けができていれば幸いです。

県では今後も訓練を継続し、有事の際には災害廃棄物の適切な処理体制が迅速に取れるよう備えて参ります。一般廃棄物連合会会員の皆様には、現場の担い手としてその専門知識を生かしてお力をお貸しくださいますようお願いいたします。



検査担当地域

浄化槽法第57条埼玉県知事指定検査機関

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会

FOR ECO

環境のために FOR ENVIRONMENT
顧客のために FOR CUSTOMER
そして、組織のために FOR ORGANIZATION

土呂支所 浄化槽法定検査センター
TEL048-778-8700
さいたま市北区土呂町1-50-4

西部支所
TEL049-284-2911
坂戸市八幡1-11-34

※令和元年10月から土呂支所と西部支所の2箇所法定検査を実施しています。

埼玉県災害廃棄物対策研修会 次第

日時: 令和元年10月28日(月)

場所: 埼玉会館2階ラウンジ

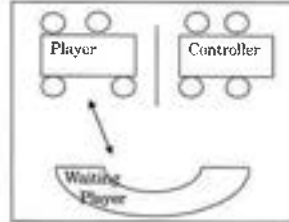
- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 講演 「平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理について」
(休憩)
- 4 報告 「台風第15号被害に対する千葉県への被災地支援及び
台風第19号被害への埼玉県の対応について」
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年度災害廃棄物対策図上訓練 概要

- 1 図上訓練の目的
 - (1) 廃棄物(ごみ・し尿) 主官課の管理職(課長、課長補佐等)として災害時に必要な事項の習得を目指す。
 - ・生活ごみ、し尿の収集・運搬・処分を維持する
 - ・災害ごみへの対応できる体制を構築する
 - ・ごみ・し尿の収集運搬業者、処理施設運営者等に能動的に協力を求める
 - ・非常時の短期的な取組等の災害時固有の課題に対応する
 - (2) 台風19号の東松山市の状況をベースに被災の甚しい自治体の管理職の行動を体験し、非常時対応の振り返りをする(設定は、県内等で生じた事象(し尿処理場の水没等を付加し、一部デフォルメしたものとす)。
- 2 主な訓練参加者
 - プレイヤー 市町村管理職等(研修者への協力要請を行うため、事務作業よりも判断や指示のタイミングや内容をメインとする)
 - コントローラー 環境部各課、環境科学国際センター、環境管理事務所
- 3 訓練の構成 ミニ・ロールプレイ+意見交換

進行区分	概要	説明
説明	オープニング	
ロールプレイ 第1幕	初動① 処理場等施設の稼働確認等	一定時間又は場面が進んだところで、ロールプレイを止める
第1幕の振り返り 意見交換	①のプレイを見て適切だったのか、相手方ではどのような状況にあるのか等を議論する	プレイヤーは順番に交代。ほかの参加者は見学して意見を述べる
ロールプレイ 第2幕	初動② 委託業者への指示等 処理施設運営者への協力依頼	プレイヤーは、コントローラー(業者や部下等の役)に指示
第2幕の振り返り 意見交換	②のプレイで、判断(適切)なのか、その通りに進んだ場合は、どうなるのかなど意見を述べる	
(繰り返し)	---	

配置イメージ



シナリオは台風19号の東松山市の被災状況を基にするが、災害対応上の必要事項を追加し、一部は仮想のものにする(例・し尿処理場の水没(実際は朝霞)、開設遅延等の増加(実際は、一部を除き早期に解除))



図上訓練の目標とコントローラーの役割

埼玉環境部 環境管理課

1 訓練の背景と目的

(1) 基本的業務フローの実施方法の理解

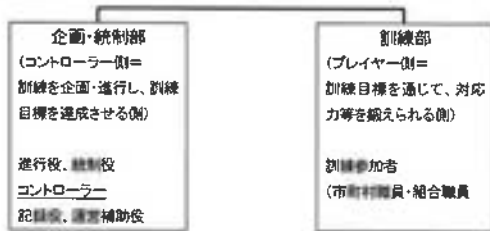
廃棄物(ごみ・し尿)主管課の管理職(課長、課長補佐等)として災害時に必要な次の事項の習得を目指す。

- ・生活ごみ、し尿の収集・運搬・処分を維持する
- ・災害ごみへの対応できる体制を構築する
- ・ごみ・し尿の収集事業者、処理施設運営者等に能動的に協力を求める
- ・情報の積極的な取得等の災害時固有の問題に対応する

(2) 震災等の過渡期・振り切り

台風19号の東松山市の状況をベースに被災の著しい自治体の管理職の行動を再現し、非常時対応の振り切りをする(設定は、県内等で生じた事象(し尿処理等の水没等を付加し、一部デフォルメしたものとする)。

※令和元年度図上訓練編成



2 訓練の方式とコントローラーの役割

(1) 訓練方式: ロールプレイ方式

今回は、プレイヤーとコントローラーの会話によって進行する方式とする。発災時の状況をコントローラーが口頭で伝え(付与し)、プレイヤーは、同じ班のプレイヤーと相談して、対応をコントローラーに伝える。

(2) 訓練上の役割

訓練参加者は「状況(下)の人」になって、与えられた役割を演じる。

プレイヤー:

配役: 東松山市の廃棄物対策課の課長又は課長補佐

行動: 付与された状況を踏まえて、部下や事業者に指示等を行い、各場面の目標を達成する。

課長と課長補佐は、連絡と指示、集めた情報の分析を行うので、現場の確認は、部下(コントローラー)に依頼するものとする。また、一部の試演等は部下に依頼すると「作成」したものが提出される。

コントローラー:

配役: 廃棄物対策課の部下、出先機関、委託業者 等

行動: 主なものの基本的な役割は次のとおり。

- 出先機関=処理場の状況報告、職員等の状況報告。プレイヤーの指示外では、業務の継続又は復旧作業をしている。
- 委託・許可業者=状況等の報告をする。施設管理又は収集運搬の委託業務に従事している。
- 市危機管理課=被害状況等の連絡やごみ、し尿に関する依頼。被害対応の全体統括、被害状況の把握と消防等との連絡調整、避難所運営を所管。
- 県資源循環推進課=災害廃棄物の搬入に関する依頼。市町村の業務継続と災害廃棄物対応の状況把握、広域調整を任務としている。
- 住民: 自宅周辺の状況についての問い合わせと苦情。
- 廃棄物対策課の部下=現場の確認、状況の報告、資料の作成(事前作成した資料をプレイヤーに渡す)。検討、分析以外の業務を行う。人数に限りがある。
- その他・公園等施設管理者等=プレイヤーが連絡を取った場合に登場する。プレイヤーへの応答を行う。

コントローラーは付与状況票にある配役に従って、同票に記述された状況で付与する。プレイヤーがコントローラーに付与状況への回答等をしてきたときには応答する。

能動的にプレイヤーに状況を提供するのは、付与状況票の内容に限る。その他は、プレイヤーへの行動に受動的に対応する。コントローラー長の指示で状況付与を追加することがある。1人が複数の役割を担当する。

コントローラーも、プレイヤーの行動や付与状況を把握するため、地図や表に状況を記入していく。また、訓練上の時間を管理する。

その他、意見交換の際は、次の展開のネタばれ以外で意見を述べる。

(3) 状況の付与の方法

口頭で行う。例えば、進行止め箇所の一覧のようなものは、あらかじめ用意してあるので、人間 FAX(人が手で持っていくこと)で付与する。

状況付与票の記述内容を定刻に読み上げるか、アレンジして伝えてよい。

プレイヤーから連絡してきたときは、その役割として対応する。

ルールとしてプレイヤーはコントローラーに問いかけるときは、相手方の機関名をいう。廃棄物対策課の部下は、「廃棄物対策課・松山さん、竹山さん、梅沢さん」とする。

例: プレイヤー「もしもし、環境管理課までですか。」

コントローラー「はい、こちらが環境管理課です。××です。」

××は、本名でも役名でもよいので名前を名乗る(他の名前と被らないようにする)。

※事前説明の際にプレイヤーとコントローラーのやり取りを演習する。

3 訓練の進行

(1) プレイヤーの交代

プレイヤーは5班に分かれ、1班ずつプレイヤーとしてロールを演じる。その他の班は観客として、ロールプレイを、配布された設定資料を見ながら観戦する。

ロールプレイの1場面(1幕)ごとに振り切りや解説を兼ねた意見交換をする。

(2) 時間配分

ロールプレイは1幕30分、意見交換は各20分の計5幕を行う。

時間前にプレイの収集が付かない、目標と異なる方向になったときは統制役が進行を止めて、意見交換に移行する。

(3) 訓練上の時間進行

リアルタイムに対して訓練上の時間は1:6で進行する。すなわち、リアル10分で訓練上の1時間が経過する。各場面(幕)3時間の訓練上の時間が進行する。

4 各場面(幕)の達成目標

(1) 第1幕 13日(日)6:00~9:00

業務継続性の把握と中断回避のための最小限の手段、災害対応のための情報の把握

第1目標 廃棄物対策課の人員確保、ごみ処理施設、し尿処理施設の稼働の確認、運営・委託許可業者を含めた収集体制(車両、人員、機材)の状況確認

第2目標 第1目標で把握した内容の場への報告。優先順位は上記の順

第3目標 情報の集約化、可視化、共有化。道具を使って図示や表形式に記載する。

第4目標 施設稼働の継続が出来ない確然性がある場合の代替施設調整への着手(県への依頼、市単独で探すの順)

第5目標 災害廃棄物等の発生に関係する市内の状況の把握。住家被害の規模(詳細な件数は出ないので規模感が把握できる)情報を探するための手配をする。

(2) 第2幕 13日(日)9:00~12:00

し尿について代替施設への依頼量の試算、仮置場候補地の選定

第1目標 災害ごみの受入れ体制、生活ごみ・し尿の収集・処理の継続体制の構築方針に向けた方策の協議(第2目標以下がその達成手段)

第2目標 し尿代替施設でのし尿処理の受入れのための準備、し尿量の試算

第3目標 被害(災害廃棄物発生)の重点箇所の把握のための情報収集の手配

第4目標 仮置場の設置候補のための現場付近の情報収集と条件整理

(3) 第3幕 13日(日)13:00~16:00

し尿、ごみの収集のための指示、ルールを設定(業務をする・しないを含む)

第1目標 継続する業務、継続しない業務の意思決定、明日以降の業務決定

第2目標 関係課所への具体的な協力依頼(連絡簿、広報)

第3目標 し尿収集車への回収指示、回収ルールの協議

第4目標 ごみ収集車、処理施設への指示、回収ルールの協議

第5目標 関係課所への具体的な協力依頼(連絡簿、広報)

(4) 第4幕 14日(月)10:00~13:00

ごみの排出を秩序立てるための周知をする

第1目標 ごみ、し尿の排出ルールの徹底のための方策(手段)の検討、手配

第2目標 発生した問題に対する広報内容の追加

第3目標 発生した問題地区に対する周知の手配

(5) 第5幕 15日(火)9:00~12:00

対応すべき問題を整理し、支援を受ける内容を整理

第1目標 支援依頼のための整理、手配の方策(第2目標以下がその手段)

第2目標 問題の発生状況の把握のための手配

第3目標 問題の整理

第4目標 問題対応手段の整理と支援依頼内容の整理

第5目標 依頼先の検討

浄化槽法改正の概要と 埼玉県への対応について

埼玉県環境部水環境課

一、改正の概要
浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、浄化槽法が十四

年ぶりに改正され（令和元年六月十九日公布）、令和二年四月一日に施行されることになりました。今回の改正のポイントは、①単

独処理浄化槽の転換と、②浄化槽の管理の向上の二つになります。（図表1-1、1-2参照）

二、改正の内容
主な改正の内容は七項目になります（図表1-1、3参照）。一点目は「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」で、今回の法改正の目玉ともいえる部分です。

ご存知のように単独処理浄化槽は生活排水を処理できず、合併処

理浄化槽と比べ約八倍の汚濁負荷があります。単独処理浄化槽は、平成二十九年未現在全国で約四〇〇万基（埼玉県内では約二十七万基）残存し、設置から四十年が経過したのも約一〇〇万基（県内約五万五千基）あると推計されています。こうした単独処理浄化槽は老朽化が進み、毎年の法定検査で破損や漏水等の事例が多く（平成二十九年全国で約六、〇〇〇件、県内約一〇〇〇件）報告され

ています。そのため、「そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」にあると認められる単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、この特定既存単独処理浄化槽の管理者に対して、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導することができるとの規定が設けられま

ています。そのための、「そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」にあると認められる単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、この特定既存単独処理浄化槽の管理者に対して、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導することができるとの規定が設けられま

参考、浄化槽法の一部を改正する法律の概要

図表 1-1

浄化槽

- 清らかなせせぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の取却等の促進を目的として、併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援

上部破損

- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生ずる可能性

合併処理浄化槽設置工事

- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

- 自然的・経済的・社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同額の場合は、公共浄化槽の使用・接続を義務化）

参考、浄化槽法の一部を改正する法律の概要

図表 1-2

浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び停止手段（休止前に準備することで休止中の維持管理義務）の明確化
- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）
- 保守点検員の登録時に浄化槽管理士の研修の機会を確保を義務化

浄化槽台帳システムのイメージ

- 施設番号・廃止番号
- 設置場所・保守点検履歴
- 施設管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理や指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を促進
- 関係者の連携による精度の向上が必要

事業所等の台帳整備状況

事業所等の台帳整備状況	市町村の台帳整備状況
<ul style="list-style-type: none"> 約20%が台帳未整備 システムによる台帳管理は約40% 	<ul style="list-style-type: none"> 約35%が台帳未整備 GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

参考、浄化槽法の一部を改正する法律の概要

図表 1-3

（令和元年6月12日参議院本会議で成立、6月19日公布）

改正の目的

我が国では単独処理浄化槽（以下「単独浄化槽」という。）が浄化槽全体の5.3%、40.0万基残存。環境負荷の高い合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。＝第1、第2、第5

し尿のみを処理する浄化槽。平成22年改正で原則として廃止。＝第3

水質に関する定期検査の受検率は4.0%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。＝第3、第7

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（以下「単独浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に關し、施設等の健全な状態の確保及び公衆衛生上の支障を防止しようとする旨の助言又は指導をすることができること。

一 相当の期間を定めて助言・命令も可能。

二 「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であつて、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意を得た建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びみどり取排水を水洗便所に改造しなければならないこと。

＝違反者には助言・命令も可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の無償又はそのあつせん等の取組に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・排水設備の検査
- ・使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃して、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を促すための協議会を設置することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検員等の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に關し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

施行日：令和2年4月1日

参考. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

図表 1-4

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要】
※ 環境大臣が定める指針

地方公共団体が「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる考え方及び「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すもの。

<p>第1章 「特定既存単独処理浄化槽」の検討</p> <p>1 法に定義される「特定既存単独処理浄化槽」 2 具体的事業に対する措置の検討 (1)「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置の概要 (2)「特定既存単独処理浄化槽」の可否の判断</p>	<p>第2章 「特定既存単独処理浄化槽」の措置を講ずるに際して参考となる考え方</p> <p>1 「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項 ・「特定既存単独処理浄化槽」の判定および措置の参考となる考え方を列挙する。 2 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報</p>
<p>第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施</p> <p>1 立入検査(法第33条第2項~第4項) 2 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への勧告又は指導 (1)特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知 (2)指導又は勧告後の対応 3 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告 4 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令 (1)弁償の徴金の付与 (2)命令の通知 (3)処分等の求め 5 勧告又は命令後の対応</p>	<p>別紙</p> <p>【別紙1】「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項 【別紙2】判断の考え方 【別紙3】「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方</p>

した。
今後、特定既存単独処理浄化槽の判断材料となるチェックシートやその評価方法が省令(環境省関係浄化槽法施行規則)に基づく指針(ガイドライン)において示されることとなります。(令和元年十一月現在のガイドライン案は図表1-4、1-5参照)
二点目は「公共浄化槽」です。浄化槽市町村整備推進事業(市町村整備型)は今まで予算(補助)

制度として実施されてきましたが、今後は、法律に位置付けられた「公共浄化槽」として整備が実施されるようになりました。
公共浄化槽とは、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があり、市町村が認められた区域(浄化槽処理促進区域)内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するも

のについて市町村が管理する浄化槽」と定義されています。市町村が設置主体となることで、維持管理が徹底され良好な放流水質を確保できることや設置に関する住民負担の軽減にもつながるメリットがあることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進されることが期待されています。
三点目は「浄化槽の使用の休止及び義務の免除」です。空き家の増加が問題になる中、浄化槽の使

参考. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

図表 1-5

ガイドライン【別紙】の概要

【別紙1】「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項

「特定既存単独処理浄化槽」の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断している必要がある。

<p><外形状況や性能状況(一例)></p> <p>1 重要事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる事項</th> </tr> <tr> <td>浄化槽本体</td> <td>・浄化槽本体に大きな破損または劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす腐食の痕跡がある。 ・漏水している(槽内水位が所定位置より大幅に低下)。等</td> </tr> <tr> <td>水平の狂い</td> <td>・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や曝気水質がある。等</td> </tr> </table> <p>2 その他の項目</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる事項</th> </tr> <tr> <td>流入、放流管</td> <td>・定常時に逆流現象や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・変流がある。 ・著しい破損または漏水がある。等</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の内部設備</td> <td>・消臭設備が破損または稼働していない。 ・消臭薬液が適正に設定されていない。等</td> </tr> <tr> <td>ばっ気装置</td> <td>・適切な水質が確保されていない。</td> </tr> </table>	項目	参考となる事項	浄化槽本体	・浄化槽本体に大きな破損または劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす腐食の痕跡がある。 ・漏水している(槽内水位が所定位置より大幅に低下)。等	水平の狂い	・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や曝気水質がある。等	項目	参考となる事項	流入、放流管	・定常時に逆流現象や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・変流がある。 ・著しい破損または漏水がある。等	浄化槽の内部設備	・消臭設備が破損または稼働していない。 ・消臭薬液が適正に設定されていない。等	ばっ気装置	・適切な水質が確保されていない。	<p><周辺環境への影響(一例)></p> <p>2 周辺環境への影響</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる事項</th> </tr> <tr> <td>悪臭等の発生状況</td> <td>・浄化槽敷設場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。</td> </tr> <tr> <td>放流水の水質</td> <td>・放流水の放流率が4倍(4cm²/秒)未満である。 ・食料により悪臭処理浄化槽に対しての腐蝕や生体排水の排出に対しての腐蝕等がある。</td> </tr> <tr> <td>放流水質等の規制</td> <td>・飲用井戸の設置状況 ・浄化槽敷設場所周辺に飲用井戸がある。</td> </tr> </table> <p><参考となる情報></p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる事項</th> </tr> <tr> <td>過去の補修等の実績</td> <td>・以前に本体または内部設備(付帯設備を含む)で補修や部品交換を行なった実績がある。等</td> </tr> <tr> <td>構造等</td> <td>・旧構造基準に基づいて設置された非密封型浄化槽(昭和44年以前に設置された非密封型浄化槽を含む)である。</td> </tr> </table>	項目	参考となる事項	悪臭等の発生状況	・浄化槽敷設場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。	放流水の水質	・放流水の放流率が4倍(4cm ² /秒)未満である。 ・食料により悪臭処理浄化槽に対しての腐蝕や生体排水の排出に対しての腐蝕等がある。	放流水質等の規制	・飲用井戸の設置状況 ・浄化槽敷設場所周辺に飲用井戸がある。	項目	参考となる事項	過去の補修等の実績	・以前に本体または内部設備(付帯設備を含む)で補修や部品交換を行なった実績がある。等	構造等	・旧構造基準に基づいて設置された非密封型浄化槽(昭和44年以前に設置された非密封型浄化槽を含む)である。
項目	参考となる事項																												
浄化槽本体	・浄化槽本体に大きな破損または劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす腐食の痕跡がある。 ・漏水している(槽内水位が所定位置より大幅に低下)。等																												
水平の狂い	・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や曝気水質がある。等																												
項目	参考となる事項																												
流入、放流管	・定常時に逆流現象や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・変流がある。 ・著しい破損または漏水がある。等																												
浄化槽の内部設備	・消臭設備が破損または稼働していない。 ・消臭薬液が適正に設定されていない。等																												
ばっ気装置	・適切な水質が確保されていない。																												
項目	参考となる事項																												
悪臭等の発生状況	・浄化槽敷設場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。																												
放流水の水質	・放流水の放流率が4倍(4cm ² /秒)未満である。 ・食料により悪臭処理浄化槽に対しての腐蝕や生体排水の排出に対しての腐蝕等がある。																												
放流水質等の規制	・飲用井戸の設置状況 ・浄化槽敷設場所周辺に飲用井戸がある。																												
項目	参考となる事項																												
過去の補修等の実績	・以前に本体または内部設備(付帯設備を含む)で補修や部品交換を行なった実績がある。等																												
構造等	・旧構造基準に基づいて設置された非密封型浄化槽(昭和44年以前に設置された非密封型浄化槽を含む)である。																												

【別紙2】「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

(1)総論
■ケース1:「①重要事項」に1つでも該当 かつ 「②周辺環境への影響」に1つでも該当
■ケース2:「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当
(2)補修や代替設備の交換
■「特定既存単独処理浄化槽」に該当するが「総論」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽

用休止届を条例や規則で定めている都道府県が十六、市町村が三三五(平成二十九年度末)という状況から、法律で使用の休止が規定されました。浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届けた浄化槽については、保守点検、清掃及び定期検査の義務が免除されることになりました。

四点目は「浄化槽台帳の整備」です。台帳整備に関しては各地域でばらつきが大きく、専用のデータベースシステムを立ち上げるなど非常に熱心なところがある一方、まだまだ紙ベースや表計算ソフトにとどまっているところがあります。こうしたところはデータの更新が不十分で、設置基数や管理状況、無届浄化槽や廃止済み浄化槽等が正確に把握できていないケースが多くあることから、都道府県知事及び保健所設置市長に対して浄化槽に関する台帳の作成及び保管が義務化されました。

五点目は「協議会の設置」です。現在、全国的に様々な形態で行政と指定検査機関と浄化槽協会等の関係者で構成される任意の会合が設置されていますが、今後、都道府県及び市町村は法律に基づく協議会を設置することができるようになりました。

六点目は「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」です。浄化槽は技術革新で性能が向上し、昔の浄化槽と比べると非常にコンパクトで複雑な構造になってきました。こうした中、一度浄化槽管理士の資格を取ると、取得した当時の知識のまま保守点検業務を続けている状況があることから、浄化槽

管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されました。最後の七点目は「環境大臣の責務」です。法定検査の受検率について都道府県でばらつきが大きいことから、比較的低い都道府県を念頭に環境省が必要な助言、情報の提供等を行うことが規定されました。

三、埼玉県の対応
法改正の概要は以上のとおりです。現在、環境省において省令の改正や改正浄化槽法の施行に向けた対応方針が検討されています。県では、環境省の説明や情報提供を受け、法改正の内容を実施する準備を順次進めております。中でも、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保については、都道府県及び保健所設置市の条例で規定する必要がありますことから、さいたま市、川越市、川口市、越谷市と調整を図りながら「埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例」の改正を行ってまいります。また、浄化槽台帳の整備に関しては、今年度からスマート浄化槽台帳システムの運用を開始したところですが、設置情報のみならず検査情報や保守点検・清掃に関する情報も台帳に搭載するよう要請されていることから、今後、浄化槽関係団体の皆様

が把握している情報の提供をいただきながら浄化槽の適正管理を進めていきたいと考えております。今後とも、浄化槽関係団体の皆様と連携し、単独処理浄化槽の転換と浄化槽管理の向上を図ってまいりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

三、埼玉県の対応
法改正の概要は以上のとおりです。現在、環境省において省令の改正や改正浄化槽法の施行に向けた対応方針が検討されています。県では、環境省の説明や情報提供を受け、法改正の内容を実施する準備を順次進めております。中でも、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保については、都道府県及び保健所設置市の条例で規定する必要がありますことから、さいたま市、川越市、川口市、越谷市と調整を図りながら「埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例」の改正を行ってまいります。また、浄化槽台帳の整備に関しては、今年度からスマート浄化槽台帳システムの運用を開始したところですが、設置情報のみならず検査情報や保守点検・清掃に関する情報も台帳に搭載するよう要請されていることから、今後、浄化槽関係団体の皆様

市町村表敬訪問活動

本年度市町村訪問活動は、十一月十三日、東松山市支援活動の中で実施いたしました。また、当日は令和元年度埼玉県災害廃棄物対策図上訓練とも重なり役員が分散しての活動となりました。

深谷市・熊谷市の両市に中根理事長が「埼玉県一般廃棄物連合会は本来の事業と共に社会貢献活動も積極的に実施している事。また、埼玉県警察本部とも協定を締結し、市町村から委託されている収集運搬事業を安全に遂行できるように常に心掛けるとともに、埼玉県清掃行政研究協議会と締結した「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」により、十月に発生した台風第十九号による甚大な被害を受けた東松山市の災害ゴミ処理支援活動にあたってしていると会の活動を説明。しかしながら、一般廃棄物処理業界は人手も車両も不足しており、余力が無く思うような派遣ができない状況にあることを述べ、一般廃棄物処理業者の活用と育成に尽力賜るようお願い申し上げます。」と挨拶。更に、深谷市における農業集落排水施設の公共下水道直結についても地元業者の活用

と育成を併せてお願いしました。

◆深谷市



日時：十月十三日（水）
午後二時～

場所：深谷市水道庁舎

深谷市岡部一〇八六

人口：十四万三千八百十一人

世帯数：五万三千三百八十四

深谷市は平成十八年一月に深谷市、岡部町、川本町、花園町と合併しました。利根川と荒川の二大清流による豊かな大地から生まれ、安全な野菜、花卉の生産が盛

んな全国有数の農業地域とレンガのまち深谷のシンボリック的存在である「JR深谷駅」を玄関口に首都圏から七十キロメートル圏内という立地条件と交通の便の良さから商工業も発展しています。また当地は、近代経済の基礎を築いた渋沢栄一の生誕地としても知られ、ガーデンシティを推進している深谷市は、歴史と伝統に育まれた文化と花と緑があふれる自然など魅力いっぱいのもちです。

◆熊谷市



日時：十一月十三日（水）
午後四時～

場所：熊谷市江南行政センター

熊谷市江南中央

1-1-1

人口：十九万六千八百六十七人
世帯数：八万七千五百五十七

熊谷市は、平成十七年に熊谷市・大里町・妻沼町と合併しました。その後平成十九年に江南町と合併し県北初の二十万都市となり、平成二十七年に十周年を迎えました。南に荒川、北に利根川の流れに恵まれて田園や緑あふれる豊かな自然環境の熊谷市は江戸時代には宿場町として栄え、現在も交通の要衝として発展し、農業、工業、商業それぞれの産業がバランス良く高度に発達しています。また、首都圏に位置しながら地域の中心都市としての顔も併せ持ち、国宝・歓喜院聖天堂に代表される文化財を始め、関東一の祇園と称される熊谷うちわ祭や関東でも最大級の熊谷花火大会などが有名です。

更に昨年に開催されたラグビーワールドカップ2019TMは、アクセス道路網が整備され国内外から沢山の観戦客を迎え盛大なイベントとなりました。

熊谷市は災害時の廃棄物処理に関心が高く、東松山市での支援活動に対し質問が多くありました。また、実際に県内の浸水被害を受けた自治体の作業にも参加する等真剣に取り組んでおられる様子が伺われました。

令和1年11月13日（水）

令和元年 市町村訪問 日程表

順番	訪問先	予定時間	担当理事	出席者氏名	訪問内容
1	深谷市 環境水道部 18名 深谷市岡部1086 TEL 048-577-7543 ※予定20名 深谷市水道庁舎 2階	14:00-14:30	長谷川智成	中根・神原・原・八重樫・安川・川邊・大山 日野商事・美松興業・藤沢環境保全・長谷川環境・岡部第一衛生社・ロビン・小嶋衛生社・川本清掃社・加藤商事	表敬訪問 既存一般廃棄物処理業者の活用と育成 農業下水道接続・舎特法検討 災害時の廃棄物処理への協力
2	熊谷市江南行政センター 19名 熊谷市江南中央 1-1-1 TEL048-596-1521 ※予定20名 熊谷市江南行政センター 1階フロント	16:00-16:30	進行：長谷川	中根・日野・奥澤・神原・安川・原・大山 後藤衛生コンサルタント(播磨)・川本清掃・小嶋衛生社・熊谷環境衛生・大里清掃社・妻沼清掃・熊谷清掃・前林清掃社・福田清掃社・加藤商事	表敬訪問 既存一般廃棄物処理業者の活用と育成 ※15:40集合

第四回交通事故防止コンクール
参加チーム表彰

表彰名	チーム名
埼玉県警察本部 交通部長表彰	(有)橋場商事 Bチーム
	(株)サンワ環境開発 サンワAチーム
	(有)後藤衛生コンサルタント WIN!WIN! ゴトー!チーム
	加藤商事(株) 川越加藤チーム
	有限会社正和清掃社 Aチーム
	有限会社正和清掃社 Bチーム
	加藤商事(株) 暁チーム
	(有)向上舎 向上舎チーム
	(株)山口商会 山佐会チーム
	(株)神原興産 BANKARAチーム
	(株)熊谷清掃社 Bチーム
計	11チーム
埼玉県警察本部 交通部交通総務課長 表彰	(有)西野商事 ンコロガシ チーム
	(有)西野商事 きもも チーム
	(株)滑川環境保全 Cチーム
計	3チーム
総計	14チーム



交通事故防止コンクール

第五回交通事故防止コンクール参加チーム一覧

通番	事業所 番号	チーム	事業所名	チーム名	参加人数	備考
1	1	1	有限会社 向上舎	向上舎	10	
2	2	1	有限会社 正和清掃社	(有)正和清掃社 A	10	
3		2	有限会社 正和清掃社	(有)正和清掃社 B	10	
4	3	1	有限会社 後藤衛生コンサルタント	うっち〜ゴトー	10	
5	4	1	株式会社 山口商会	山佐会	13	
6	5	1	原田商事 株式会社	原田商事(株) A	10	
7		2	原田商事 株式会社	原田商事(株) B	10	
8	6	1	加藤商事株式会社 川越	Reiwa 川越加藤	10	
9	7	1	有限会社 関東興業	(有)関東興業	15	
10	8	1	株式会社 サンワ環境開発	サンワ A	10	
11	9	1	株式会社 熊谷清掃社	熊谷清掃社 A	10	
12		2	株式会社 熊谷清掃社	熊谷清掃社 B	10	
13	10	1	有限会社 西野商事	きもも	7	
14		2	有限会社 西野商事	フンコロガシ	6	
15	11	1	新埼玉環境センター株式会社	ゴールド	11	
16		2	新埼玉環境センター株式会社	つばさ	11	
17		3	新埼玉環境センター株式会社	新選組	10	
18		4	新埼玉環境センター株式会社	セーフティ	10	
19	12	1	株式会社 神原興産	BANKARA : I	10	
20		2	株式会社 神原興産	BANKARA : II	10	
21	13	1	熊谷環境衛生 株式会社	熊谷環境衛生	10	
22	14	1	有限会社 安川商事	(有)安川商事 A	7	
23		2	有限会社 安川商事	(有)安川商事 B	7	
24	15	1	有限会社 橋場商事	(有)橋場商事	10	
25		2	有限会社 橋場商事	(有)橋場商事	10	
26	16	1	加藤商事株式会社 所沢	曙(あけぼの)	10	
27		2	加藤商事株式会社 所沢	煌(きらめき)	9	
28		3	加藤商事株式会社 所沢	匠(たくみ)	10	
29		4	加藤商事株式会社 所沢	粹(いき)	9	
30		5	加藤商事株式会社 所沢	魁(さきがけ)	10	
31		6	加藤商事株式会社 所沢	暁(あかつき)	10	
32		7	加藤商事株式会社 所沢	武(もののふ)	9	
33		8	加藤商事株式会社 所沢	翼(つばさ)	5	
34	17	1	株式会社 滑川環境	滑川環境	8	
35		2	株式会社 滑川環境	ターナー 1号	10	
36		3	株式会社 滑川環境	ターナー 2号	10	
合計			17事業所	36チーム	347名	

別 添

令和2年度交通事故防止コンクール(第6回)実施要領

埼玉県一般廃棄物連合会

項 目	実 施 内 容
趣 旨	安全運転管理者選任事業所の就業者(家族を含む)に対する交通安全意識の高揚と定着を図るため、業務中はもとより、私用中を含めた自動車等の運転に係る交通事故及び交通違反の絶無を期し、実施するものである。
名 称	令和2年度交通事故防止コンクール(第6回)
期 間	令和2年9月1日(火)から令和3年2月28日(日)までの6か月間
実施団体	1 主 催 埼玉県一般廃棄物連合会(以下「連合会」という。) 2 後 援 埼玉県警察本部
実 施 方 法	参 加 資 格 連合会会員で(家族を含む)で、運転免許を取得している者とする。
	参 加 方 法 1 参加単位は、同一事業所に勤務する従業員10人以上をもって1チームとし、1事業所で複数チームの参加も可能とする。 2 同一事業所に勤務する従業員が10人未満の場合は次による。 (1) 参加資格を有する事業所従業員が10人未満5人以上の場合 ア 全員参加を原則とする。 イ 全員参加が不可能の場合は、最低5人以上とする。 (2) 参加資格を有する事業所従業員が5人未満の場合 全員参加を原則とするが、保有車両台数、従業員数等を勘案し、連合会で協議する。
	参 加 申 込 手 続 1 参加事業所の手続 参加を希望する事業所は、「交通事故防止コンクール参加申込書」及び「運転記録(3年)証明書」の <u>交付手数料(1人当たり670円)</u> を添えて申し込むこと。 なお、運転記録申請書に免許証番号等を記載時に、期限切れ防止を図るため、有効期限等を必ず確認する等の指導をすること。 例) 10人 1チーム (6,700円) 2 連合会の手続 (1) 連合会は、参加事業所から提出を受けた「運転記録申請書(原本)」に交付手数料を添えて(銀行振込み又は現金郵送)、安全運転センターへ運転記録証明書の交付申請を行うこと。

		<p>(2) 参加締め切り 令和2年7月10日 (連合会事務局 必着)</p>
実 施 方 法	運転記録証明書の取扱い	<p>交通事故防止コンクール終了後、安全運転センターから連合会事務局あてに交通事故防止コンクール結果表(以下「結果表」という。)が送付されるので、表彰上申の際の基礎資料とする。 個々の運転記録証明書については、個別封筒により参加事業所に一括送付されるので、参加者に確実に配付されるようにするとともに、同運転記録証明書は、個人情報に係るものであることから、その取扱いには十分配慮すること。</p>
	表彰の種類等	<p>1 表彰の種類 表彰は次の2種類とする。 (1) 交通部長及び連合会理事長との連名による表彰 (2) 交通企画課長及び連合会理事長との連名による表彰</p> <p>2 表彰の基準 表彰は、事業所又はチームを対象とする。 (1) 1事業所1チーム参加の場合は、事業所表彰とする。 例 株式会社〇〇、△△有限会社、〇△株式会社××工場等 (2) 1事業所で複数チームが参加している場合は、事業所名を冠したチーム名で表彰する。 例 株式会社〇〇××課チーム、△△有限会社Aチーム、〇△株式会社××支店△〇チーム等</p> <p>(3) 表彰種別 ア 交通部長及び連合会理事長連名表彰 1チーム10人以上の参加で、期間中全員が無事故(物件事故を含む)・無違反であり、かつ、免許の失効、取消し及び停止処分がない場合。 イ 交通企画課長及び連合会理事長連名表彰 1チーム10人未満の参加で、期間中全員が無事故(物件事故を含む)・無違反であり、かつ、免許の失効、取消し及び停止処分がない場合。</p> <p>(4) コンクール期間中はもとより、受賞日までの間に、参加事業所の従業員による社会的反響の大きな悪質重大な事故等があった場合は、表彰対象から除外する。</p> <p>(5) 個人に対する表彰 前記(3)の表彰を受賞した事業所又はチームに加入した個人には、「ベスト ドライバー カード」(ゴールド又はシルバー)を交付する。</p> <p>3 表彰上申 連合会は、前記表彰の該当チームについて、埼玉県警察本部あてに上申すること。</p>

台風第十九号による 東松山市災害廃棄物支援活動 経過報告

台風第十九号による大雨で十月十七日十七時四十分都幾川が決壊し、県内の至る所で浸水被害を受けました。特に東松山市は広範囲での被害を受け、当会は埼玉県清掃行政研究協議会と「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を締結していることから支援活動への協力をお願いし、十月十五日、提供できる車両の調査を実施いたしました。支援活動は連日会員皆



様から寄せられます参加申し込みをまとめる猶予も無く、翌十六日から活動開始となり現在も継続しております。

昨年未までの車両総数は、一三台で、人手不足や地元での活動にもかかわらず三七一人にもものぼる方にご協力いただきました事、心からお礼申し上げます。

今回の活動は、当初、災害支援活動として取り組んでおりました



が、台風十九号が激甚災害に指定されたことから、委託業務へと移行されました。当初の契約期間は昨年末でありましたが、十二月に入り東松山市から期間延長の申し入れがあり、契約期間が令和二年三月三十一日となりました。

この活動は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「委託業務」であることから、報告書の作成が

必要となりました。そのために参加企業等の協力をいただき、作業内容の報告及び作業写真がタイムリーに送られ、今では三千枚を超えるデータが蓄積されています。会員皆様におかれましてはご多忙とは存じますが、今後とも更なるご協力をお願い申し上げます。なお、最終報告は令和元年度事業報告にて報告いたします。



台風第19号被害東松山市支援活動記録 人口 90,376人 世帯数40,376/R1.10

月	日	発信元	内容
10月	11	県・資源循環推進課	災害廃棄物処理について支援要請可能性あり。車両等の調査準備依頼
	14	県・資源循環推進課 田中	県・資源循環推進課より坂戸市の戸別収集1千世帯に関する打診
		一廃連	支援車両調査書作成。
		埼玉県清掃行政研究協議会 川越	東松山市での支援連絡。
	15	東松山市 廃棄物対策課	災害廃棄物処理支援の依頼
		一廃連	支援活動車両調査①開始。東松山市の依頼を県・資源循環推進課に報告。県・資源循環推進課に支援活動の確認。
		県・資源循環推進課	東松山市の支援について緊急度合いを見極めて正式依頼とする連絡 ※指揮系統：窓口を県・資源循環推進課とした
	16	一廃連	東松山市に支援車両・人員の連絡および集合場所等の確認を行い参加者に連絡
	17	県・資源循環推進課	坂戸市の災害廃棄物処理支援依頼
		一廃連	県・資源循環推進課と協議し車両・人員の確保が困難なため支援活動を1箇所に決定
		東松山市 廃棄物対策課	集合場所・時間確定の連絡 ※電話が繋がらず確認ができないとの連絡多数
	18	県・資源循環推進課	10月21日～27日迄活動継続の連絡
		一廃連	参加社に作業時整備の連絡および東松山市に支援車両日程表送付
	21	東松山市 廃棄物対策課	10月22日作業天候不良により中止連絡
	23	県・資源循環推進課	自衛隊14：30～日没まで参加（150名） 車両規制の可能性ありとの連絡
		川口市	支援活動の確認
	24	東松山市 廃棄物対策課	10月25日天候不良による活動中止の連絡 ※勝手仮置き場の収集作業・都幾川土手周辺のゴミ回収は大型車両が通れず軽トラックで回収し平ボディに積み替え・一部処理場への搬入 県内市町村職員が支援活動に参加
25	県・資源循環推進課	11/22日迄東松山市災害ゴミ処理支援の連絡 ※作業＝早俣地区仮置き場→西本宿	
27	東松山市 廃棄物対策課	見積書提出の件	
28	一廃連	災害廃棄物収集運搬委託業務見積書提出 東松山市 契約検査課 整備に関する連絡（安全靴・手袋等感染症予防対策） ※廃棄物の腐食が始まる 自衛隊本日から撤収 車両人数の報告及び怪我発生＝ガラス片の踏み込み	
31		支援状況確認	
11月	1	県・資源循環推進課	仮設トイレの設置・管理状況調査
		一廃連	回収ゴミの神戸クリーンセンター搬入連絡。パッカー車可
	4	東松山市 廃棄物対策課	11月22日以降の支援依頼並びに仮置き場から可燃系廃棄物搬出作業の指示
		一廃連	作業開始前の朝礼参加・車検証写し持参・踏み抜き防止の安全靴使用・消毒薬の用意 ゴーグル、防塵マスクの着用・その他整備について参加社に連絡
	5	県資源循環推進課	11月22日以降の支援活動について東松山市と協議し継続が決定
	6		早俣仮置き場多量のため坂東山仮置き場午前中着手できず。平ボディ車が有効。
	7		◎物見山・坂東山仮置き場可燃ごみ神戸クリーンセンターへ搬送
			◎坂東山仮置き場のタイヤの搬送終了
			◎物見山・坂東山仮置き場のタイヤ11日までに西本宿に搬送
			◎木くず西本宿処理場へ搬送 重機が無く困難
	8	東松山市契約検査課	災害廃棄物収集運搬委託契約仕様書案の送付
		一廃連	作業及び車両に関する指示 11月14日から平ボディ・パッカー各2台・物見山→神戸クリーンセンター （一社）日本環境保全協会へ10/18～20の車両・人員派遣に関する報告
	10	一廃連女性部	支援活動に伴う現場視察
	14	一廃連 女性部	東松山市後方支援活動
	15	東松山市 廃棄物対策課	終日稼働可能者のみ参加の要請
	17		活動休止
	20	東松山市契約検査課	仕様書内容中に「原則として」の文言を追記
		一廃連	支援車両調査③
	21	県・資源循環推進課	11月24日迄の参加社数の確認
	22	東松山市 廃棄物対策課	天候不良により活動休止の連絡
23		天候不良により活動休止	
24		天候不良により活動休止	
26	東松山市 廃棄物対策課	11月27日から週4回の活動とする連絡（月・火・土・日）	
	一廃連	東松山清掃協同組合長津島氏に地元組合の活動状況の確認	
27		活動休止	
28		活動休止	
29		委託契約書提出 活動休止	
12月	5	東松山市 廃棄物対策課	契約延長連絡 ※令和2年3月31日迄
	8		活動休止（参加社無し）
	10		活動休止
	13	一廃連	10月分請求書提出
	17		支援活動車両調査④ 令和2年1月～2月29日
	20	東松山市 廃棄物対策課	作業内容変更連絡。物見山仮置き場の家電搬送
	22		活動休止（参加社無し）
	23	東松山市 廃棄物対策課	作業内容変更連絡。坂東山仮置き場の家電搬送
	24	中根理事長	11月分請求書提出
			12月支援活動終了

期間：2019.10.16～2019.12.24

車両：ダンプ車99台・塵芥車65台・平ボディ車49台・軽トラック35台（延べ数）

人員：372人（延べ数）

※参加状況の確認・報告書用写真撮影・台費票の保管

参 加 車 両 表

作業日	車種	台数	作業日	車種	台数	作業日	車種	台数	作業日	車種	台数
1											
2	10月16日 (水)	塵芥収集車 0.5	61		軽トラック 1.0	121	11月6日 (土)	平ボディ車 1.0	181		塵芥収集車 1.0
3		軽トラック 0.5	62		軽トラック 1.0	122		ダンプ車 1.0	182	11月16日 (土)	塵芥収集車 0.5
4		ダンプ車 1.0	63		ダンプ車 1.0	123		ダンプ車 1.0	183		軽トラック 0.5
5	10月17日 (木)	ダンプ車 1.0	64		ダンプ車 0.5	124		ダンプ車 1.0	184		平ボディ車 0.5
6		塵芥収集車 1.0	65	10月30日 (水)	塵芥収集車 0.5	125	11月7日 (日)	ダンプ車 1.0	185		塵芥収集車 1.0
7		ダンプ車 1.0	66		平ボディ車 1.0	126		塵芥収集車 0.5	186	11月18日 (月)	軽トラック 1.0
8	10月18日 (金)	ダンプ車 0.5	67		軽トラック 1.0	127		ダンプ車 0.5	187		ダンプ車 1.0
9		軽トラック 1.0	68		軽トラック 1.0	128		軽トラック 1.0	188		ダンプ車 1.0
10		平ボディ車 1.0	69		平ボディ車 2.0	129		ダンプ車 1.0	189		塵芥収集車 1.0
11		ダンプ車 0.5	70		ダンプ車 1.0	130		塵芥収集車 1.0	190	11月19日 (火)	塵芥収集車 1.0
12		ダンプ車 1.0	71		ダンプ車 1.0	131	11月8日 (月)	軽トラック 1.0	191		ダンプ車 1.0
13		ダンプ車 1.0	72		塵芥収集車 0.5	132		平ボディ車 1.0	192		ダンプ車 1.0
14	10月19日 (土)	塵芥収集車 1.0	73		軽トラック 1.0	133		軽トラック 0.5	193	11月20日 (水)	塵芥収集車 1.0
15		ダンプ車 1.0	74		ダンプ車 1.0	134		ダンプ車 0.5	194		ダンプ車 1.0
16		ダンプ車 1.0	75	10月31日 (木)	ダンプ車 0.5	135		ダンプ車 1.0	195		ダンプ車 1.0
17		塵芥収集車 0.5	76		軽トラック 1.0	136		軽トラック 1.0	196		ダンプ車 1.0
18		軽トラック 1.0	77		平ボディ車 1.0	137		塵芥収集車 2.0	197	11月21日 (木)	ダンプ車 1.0
19		平ボディ車 2.0	78		軽トラック 1.0	138	11月9日 (火)	ダンプ車 1.0	198		塵芥収集車 1.0
20	10月20日 (日)	ダンプ車 0.5	79		軽トラック 0.5	139		塵芥収集車 1.0	199		塵芥収集車 1.0
21		塵芥収集車 0.5	80		平ボディ車 1.0	140		塵芥収集車 2.0	200	11月25日 (月)	ダンプ車 1.0
22		ダンプ車 0.5	81		ダンプ車 1.0	141		塵芥収集車 0.5	201		ダンプ車 1.0
23		ダンプ車 1.0	82		ダンプ車 1.0	142		塵芥収集車 1.0	202		平ボディ車 1.0
24	10月21日 (月)	ダンプ車 1.0	83		軽トラック 0.5	143	11月10日 (水)	塵芥収集車 1.0	203		ダンプ車 1.0
25		塵芥収集車 1.0	84		平ボディ車 2.0	144		ダンプ車 1.0	204		ダンプ車 1.0
26		軽トラック 1.0	85	11月1日 (金)	ダンプ車 1.0	145		塵芥収集車 1.0	205	11月26日 (火)	ダンプ車 0.5
27		塵芥収集車 1.0	86		軽トラック 1.0	146		軽トラック 1.0	206		塵芥収集車 1.0
28		ダンプ車 1.0	87		塵芥収集車 0.5	147		ダンプ車 1.0	207		平ボディ車 1.0
29		ダンプ車 1.0	88		平ボディ車 1.0	148	11月11日 (月)	ダンプ車 1.0	208		ダンプ車 1.0
30		平ボディ車 1.0	89		ダンプ車 1.0	149		塵芥収集車 1.0	209	11月30日 (土)	塵芥収集車 1.0
31	10月23日 (水)	軽トラック 1.0	90		ダンプ車 1.0	150		塵芥収集車 0.5	210		ダンプ車 1.0
32		塵芥収集車 0.5	91		塵芥収集車 1.0	151		塵芥収集車 1.0	211		塵芥収集車 1.0
33		軽トラック 1.0	92		塵芥収集車 1.0	152	11月12日 (火)	軽トラック 1.0	212	12月2日 (月)	ダンプ車 1.0
34		平ボディ車 1.0	93		平ボディ車 1.0	153		ダンプ車 1.0	213		平ボディ車 1.0
35		軽トラック 1.0	94		平ボディ車 1.0	154		塵芥収集車 1.0	214		ダンプ車 1.0
36		ダンプ車 1.0	95	11月2日 (土)	軽トラック 1.0	155		軽トラック 0.5	215	12月3日 (火)	平ボディ車 1.0
37		軽トラック 1.0	96		ダンプ車 1.0	156		軽トラック 1.0	216		塵芥収集車 1.0
38	10月24日 (木)	ダンプ車 1.0	97		塵芥収集車 1.0	157		平ボディ車 1.0	217		ダンプ車 1.0
39		ダンプ車 0.5	98		ダンプ車 1.0	158		軽トラック 1.0	218	12月7日 (土)	塵芥収集車 1.0
40		塵芥収集車 0.5	99		軽トラック 1.0	159		ダンプ車 1.0	219		ダンプ車 1.0
41		平ボディ車 2.0	100		平ボディ車 0.5	160	11月13日 (水)	ダンプ車 1.0	220	12月9日 (月)	ダンプ車 1.0
42		ダンプ車 1.0	101		ダンプ車 0.5	161		塵芥収集車 1.0	221		ダンプ車 1.0
43		塵芥収集車 1.0	102		平ボディ車 1.0	162		平ボディ車 1.0	222	12月14日 (土)	平ボディ車 1.0
44		ダンプ車 0.5	103		平ボディ車 1.0	163		ダンプ車 0.5	223		ダンプ車 1.0
45	10月26日 (土)	ダンプ車 0.5	104	11月3日 (日)	平ボディ車 1.0	164		塵芥収集車 0.5	224		塵芥収集車 1.0
46		平ボディ車 1.0	105		ダンプ車 0.5	165		塵芥収集車 1.0	225		ダンプ車 1.0
47		軽トラック 1.0	106		軽トラック 1.0	166		塵芥収集車 1.0	226	12月15日 (日)	塵芥収集車 1.0
48		平ボディ車 2.0	107		ダンプ車 1.0	167		ダンプ車 1.0	227		ダンプ車 1.0
49		平ボディ車 0.5	108	11月4日 (月)	塵芥収集車 1.0	168	11月14日 (木)	平ボディ車 1.0	228	12月16日 (月)	塵芥収集車 1.0
50		ダンプ車 0.5	109		塵芥収集車 1.0	169		ダンプ車 1.0	229		ダンプ車 1.0
51	10月27日 (日)	塵芥収集車 0.5	110		平ボディ車 2.0	170		軽トラック 1.0	230		ダンプ車 1.0
52		ダンプ車 0.5	111		ダンプ車 1.0	171		塵芥収集車 0.5	231	12月17日 (火)	平ボディ車 1.0
53		平ボディ車 1.0	112		塵芥収集車 1.0	172		ダンプ車 1.0	232		塵芥収集車 1.0
54	10月28日 (月)	ダンプ車 1.0	113	11月5日 (火)	平ボディ車 2.0	173	11月15日 (金)	塵芥収集車 1.0	233	12月21日 (土)	ダンプ車 1.0
55		ダンプ車 1.0	114		ダンプ車 1.0	174		軽トラック 2.0	234		ダンプ車 1.0
56		ダンプ車 0.5	115		平ボディ車 1.0	175		ダンプ車 0.5	235	12月23日 (月)	平ボディ車 1.0
57	10月29日 (火)	塵芥収集車 0.5	116		ダンプ車 1.0	176		塵芥収集車 1.0	236		塵芥収集車 1.0
58		塵芥収集車 0.5	117		平ボディ車 1.0	177		ダンプ車 1.0	237		平ボディ車 1.0
59		ダンプ車 1.0	118	11月6日 (土)	軽トラック 1.0	178	11月16日 (土)	軽トラック 1.0	238	12月24日 (火)	平ボディ車 1.0
60	10月30日 (水)	ダンプ車 3.0	119		塵芥収集車 1.0	179		ダンプ車 1.0			塵芥収集車 1.0
		平ボディ車 1.0	120		平ボディ車 1.0	180		塵芥収集車 1.0			

清掃活動報告

日本たばこ産業株式会社との連携事業の「ひろえば街が好きになる運動」は、草加市で実施いたしました。

日本たばこ産業株式会社では啓発事業として「ひろえば街が好きになる運動」を実施していますが、県内で実施されるのは草加市のみとなりました。

一廃連では「ひろえば街が好きになる運動」の縮小に伴い連合会単独での清掃活動を拡大していく事としております。本年度は、十



月の台風十九号により浸水被害を受けた東松山市での災害ゴミ処理

支援活動で一箇所での開催となりましたが、会員皆様には今後も清掃活動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご参加いただきました皆様には紙面を借りてお礼申し上げます。

草加商工会まつり

・十一月三日(日)

一〇時〇〇分～一六時〇〇分
一〇時〇〇分～一五時〇〇分

参加 一六二四人

配布 一八四三人

ゴミ重量 八t

草加市環境事業協同組合

二十二二人

埼玉県資源循環推進課

草加市廃棄物資源課

彩の国たばこ愛好会

日本たばこ産業(株)

埼玉県一般廃棄物連合会

一人

四人

八人

三人

一人

深谷市清掃活動

・十一月十三日(水)

一三時〇〇分～一四時〇〇分

参加 十九名

場所 JR深谷駅北口～深谷市役所

役所



埼玉県一般廃棄物連合会 令和1年度清掃活動

日時	令和1年11月13日(水) 13時～	
場所	深谷駅周辺 深谷駅北口⇒深谷市役所	
集合	12:40分 深谷駅 北口 渋沢栄一 像前	
参加者氏名	中根・日野・神原・原・大山・川邊・八重樫・長谷川・安川 所沢加藤商事 美松興業・藤沢環境保全・岡部第一衛生社・ロビン・小嶋衛生社 長谷川環境・川本清掃社 事務局2名 欠席：黒川・岩井・小田宗・小島・石井・鈴木・田島・鶴田・飯塚・西野則 図上訓練：西野日・加藤	配布物 ポケットティッシュ ジャンパー・帽子・腕章 軍手・ゴミ袋・トンガ ゴミ処理依頼先：井上衛生舎

●環境保全商品●
リサイクル対応機器・ゴミ処理機・焼却機・その他

●殺菌消毒薬品●
プール用・浄化槽用・食品用・手指用・その他

不二商会株式会社

本社：川口市朝日2-10-5 北関東営業所：深谷市上柴町西3-4-4
〒322-0001：TEL 048-223-1511 〒366-0052：TEL 048-580-6840

SSS会ゴルフコンペ

参加者募集

SSS会は、二十五年前に発足しました当連合会におけるゴルフ部会であり、会員の皆さまの親睦の機会として連合会と共に歩んでまいりました。第一回は平成六年四月に二十四名の会員が集い、鴻巣カントリークラブにて盛大に開催されて以来、活発な頃は年間六回、国内のみならず視察研修を兼ねながら海外での開催もあり歴史と伝統を積み重ねてきています。昨年は百回目の大きな節目の大会となりましたので、二月にベトナム



はハノイにて外国人技能実習制度の現状を視察する学校見学や世界遺産の観光も兼ねて盛大に開催し、最高の気候の中でベトナムらしい素晴らしいロケーションでのゴルフを楽しめました。その他六月と十一月、十二月と晴天のもと鴻巣カントリーにて計四回のコンペを開催しました。

昨年はゴルフ好きにとって話題には事欠かない一年でしたが、中でも一番のサプライズは突如として女子ゴルフ界に現れた「シンデレラ」 洪野日向子が海外メジャー全英女子オープンにて優勝を成し遂げたことでしょうか。シブコフィーバーとまで言われた彼女の人気の根源は何といってもプレーもさることながら誰もが魅了されるスマイルでした。そして男子は十四年ぶり五度目のマスターズ優勝を果たしたタイガーウッズの見事な復活劇でしょう。のちに日本で初めて開催されたPGAツアーでも松山英樹と競り合い見事に優勝を果たし、日本のみならず世界中を沸

かせました。ご承知のとおり、本年二〇二〇年は東京オリンピックが開催され、我が埼玉が誇る川越市にあります霞ヶ関カントリー倶楽部にて開催されるゴルフ競技にシブコもタイガーも出場を目指しています。昨年以上にゴルフ界を沸かせてくれること間違いなく、日本代表選手が金メダルを獲得すると想像するだけで今からワクワクします。世界のトッププレーヤーが来日するこの機会にそれぞれのスイングから飛距離や弾道を感じるだけでなくクラブのチョイスや使い方を研究したいものです。なかなか思うように練習できなくとも、トッププロを真似て道具を変えてみるのも楽しみのひとつかと思えます。私もそんな期待感とプレーへの憧れからドライバーをシブコスベックに交換してしまいま

した。少しは飛距離が伸びフェアウェーキープ率が上がることを願ってやみません。一魔連の仲間たちと、マナーを身に着け、ルールを守り、一緒に楽しくプレーしましょう!!上手い下手じゃなく、懇親を深めながら生涯健康に過ごすために。

参加希望の会員の方は、事務局まで連絡をお待ちしています。



会員寄稿

平成を振り返って

有限会社 安川商事

安川 真由美

皆様、新年おめでとございませす。旧年中は大変お世話になりました。

博学卓識な方々の素晴らしいご挨拶や文章の中に私の稚拙な文章を掲載していただくのは大変お恥ずかしい限りですが、これを読んだ方々の初笑いになればと思ひ書かせていただきます。

日々、何かと慌ただしくしていると本当に一年一年があっという間に過ぎてゆきます。

私は昭和生まれですが、これまで過ごしてきたのはほぼ平成の時代です。

高校時代あたりから両親からの愛情、何不自由なく育ててもらった有難さが身に染みて分かるようになり何時かは家業を継がなくて

式、節句、発表会等、伝統行事や風習に触れ四季折々の情緒を感じながら人生の節目のお手伝いをさせていただけただけの良い思い出です。

その後、二十代後半になり家業を継ぐ決心をしました。

既に後継者に必要な資格は粗方取得し各種講習会も受講していたので業務について全く分からずというわけではなかったのですが、いざ働き出すと関連法規の多さや行政との連携等、自社の都合や浅はかな考慮だけでは業務を遂行できない業界であることを痛感しました。

父の他界で心の支えを失い前途に失望した時もありましたが、連合会や同業者の方々から「力になれることが有れば遠慮なく言ってください」と優しい言葉を沢山かけていただいたり、中根理事長をはじめ父の親友の方々からは「生きている父親が一人減ってしまったがその分人数増えたと思っって何時でも頼りなさい」と涙が出るほど温かいお言葉をいただきました。

皆様のにお心に支えられ今日まで

頑張ってこられたと感謝しております。

近年は、連合会の各部会に所属し会合等にも参加するようになり皆様とご一緒する機会も増えました。

仕事に関わる事柄は勿論ですが、諸先輩の貴重な経験談や女性会員の皆さんのしなやかな発想を聞いたり同年代の仲間との活発な意見交換等、沢山の学びや今後の事業の展望について閃きをもらっています。

私達の業務が清潔で住みよい街を作り豊かな生活を送る一助になっていることを誇りに思ひ今はこの業に就いて本当に良かったと思っています。

まだまだ若輩の身ですが、平成と同様、令和の時代も地域の環境保全やこの業界の発展に少しでも貢献できるよう、より一層精進してゆく所存です。

結びになりますが、本年が皆様にとって幸多く輝かしい年になりますようご祈念申し上げます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

皆様のお心に支えられ今日まで

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会



事務局

さいたま市浦和区高砂4-2-4
鈴木商事第2ビル2階
TEL 048-864-1033
FAX 048-864-1019

法定検査部

深谷市田谷11
TEL 048-501-5707
FAX 048-501-5709

法定検査部支所

杉戸町清地5-4-10
TEL 0480-33-3535
FAX 0480-33-2626

会 員 紹 介

有限会社 鴨田商事 様

取締役 荒 井 一 平 氏
(昭和55年10月18日生)



☆会社概要

昭和39年 し尿清掃業開始
 昭和44年 有限会社 鴨田商事 設立
 平成22年 久喜市菖蒲町菖蒲191-11から
 久喜市菖蒲町菖蒲55へ移転
 所在地：埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲55
 電 話：0480-85-5049

☆営業内容

- ・一般廃棄物収集運搬業務（し尿・浄化槽清掃・ごみ）
- ・浄化槽維持管理（清掃・保守点検）

☆営業エリア

- ・一般廃棄物収集運搬業務 久喜市菖蒲町
- ・浄化槽維持管理

※清掃については菖蒲町のみ、保守点検は久喜市

☆経営方針

弊社は地域とともに成長してきた企業であります。
 現在、久喜市菖蒲町は著しい発展を遂げ、多くの商業施設が誘致、開発が進んでおります。地域経済といたしましても加速度を増し、その波にのまれずこの地域に真に必要とされる企業を目指し、これからも社員一同邁進していく所存であります。

☆今後の展開

弊社は会社を設立し50年という節目を迎え、これもひとえに各関係各所の皆様、地域の皆様の賜物と考えております。これからも先、地域貢献はもちろんのこと、社員ひとりひとりが感謝の気持ちをもって業務を全うできるようにと考えております。



新事務所建設中 3月完成予定



会員紹介

有限会社 妻沼環境センター 様

代表取締役 小島 進 氏

☆会社概要

創業年月日 昭和36年4月（小島衛生）
平成1年5月 有限会社 妻沼環境センター名称改正

☆所在地

熊谷市飯塚316-1
TEL 048-588-2928

☆業務内容

一般廃棄物収集運搬（浄化槽・生し尿・ごみ）
産業廃棄物収集運搬
浄化槽保守点検業・施工・修理
排水管高圧洗浄
仮設トイレレンタル

☆営業区域

熊谷市

☆業務に関して何か心がけていることは？

理念というほどのものはないけど、私たちの仕事が少しでも世の中のためになればと思っています。私の住む地域は古くからの方が多く、信頼を裏切らず笑顔の中で仕事をするよう努めています。

☆趣味は？

若い頃は色々とありましたが、今は地元の仲間たちと40年以上も法螺貝を吹く会で活動しています。活動は、国宝である妻沼聖天の祭事や地元のお祭り事と結構忙しい日々を送っています。また、同窓会も頻繁に開かれ、今年1月、皆で古希の祝賀会を開催することになり、健康を目的にゴルフにも手を出して「マジコカップ」を立ち上げました。地元での交流は気心が知れた者ばかりですから本当に楽しいですよ。

☆これまでで一番思い出に残っているのは？

最近では、昨年11月に埼玉県知事の表彰を受けたことですね。それと亡き妻と社交ダンスの大会に出てラテンの部で2位になったことです。これには私たちがコーチの先生もびっくりしましたけどね。

* * *

そう言えば忘年会にダンスの衣装のまま来たことがありましたね。楽しいお話ありがとうございました。



行事報告

第四十三回埼玉県一般廃棄物連合会通常総会

令和元年五月二十二日(水)



埼玉県一般廃棄物連合会第四十三回通常総会は、さいたま市高砂の浦和ワシントンホテルで開催。議案審議では、平成三十一年度の事業報告、収支決算報告並びに平成三十一年度の事業計画案、収支予算案が承認可決された。

埼玉県廃棄物関係環境衛生功勞者等表彰式は、埼玉県環境部・田中淑子副部長が受賞者に表彰状と記念品を授与。川島啓三氏が受賞者を代表して謝辞を述べた。また交通事故防止コンクール表



彰式は、風上正樹・埼玉県警察本部交通部交通総務課長が賞状を、埼玉県一般廃棄物連合会・中根正治副理事長が記念品を授与した。

一般社団法人日本環境保全協会定時総会

令和元年六月六日(木)

一般社団法人日本環境保全協会定時総会は、六月六日、東京千代田区ホテルグランドパレスにて開催。平成三十一年度会務・決算、三十一年事業計画・予算案が承認可決され定時総会は終了。

総会後、林誠吾弁護士による「一般廃棄物処理業に係る車両運

行上の注意点」の特別講演と環境保全議員連盟総会が開かれた。

一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会

令和元年六月十二日(水)



埼玉会館にて開催。二十四名が受講し、滑川町・狹山市・和光市・川島町・長瀨町・さいたま市・戸田市・草加市・寄居町・春日部市・越谷市・新座市・川口市・東松山市の担当者十四名が聴講した。

日本環境保全協会関東地区協議会通常総会

令和元年六月十八日(火) 十九日(水)

日本環境保全協会関東地区協議

会通常総会が、群馬県草津温泉ホテル「二井」で開催。林整理理事長の挨拶で開会し、平成三十一年度決算報告・事業報告、平成三十一年度事業計画案・収支予算案が可決された。また、特別公演は「群馬県における効率化十一条検査について」

公益財団法人群馬県環境検査事業団・小林幸夫専務理事が講演を行った。連合会からは九名が参加。

モアコンパクト型浄化槽に関する講習会

令和元年九月二十九日(日)



モアコンパクト型浄化槽の設置が増加しており、技術力が必要とされる事から鴻巣市「クレアこうのす」にて開催。同講習会は四回日の開催で受講は三十九名でした。

トレピカワン シリーズ

【Tシリーズ(固形)】
尿石を徐々に除去。臭いの原因となるアンモニアを分解。

【Lシリーズ(液体)】
速やかに黄ばみを除去。高い粘性で吸着、浸透して尿石を分解。

◆
四国化成工業株式会社

 支社 043-296-1665
 大阪支社 06-6380-4112

 福岡営業所 092-431-4111
 名古屋営業所 052-705-0116

第三十三回全国浄化槽大会

令和元年十月一日(火)



第三十三回全国浄化槽大会が東京千代田区ホテルグランドパレスで開催された。

中央行事である「浄化槽の日」は、実行委員会主催(十五団体)環境省・国土交通省の後援で、全国の参加団体関係者と行政関係者が参加。

講演は「浄化槽法の改正について」ー「自民党浄化槽推進議員連盟事務局長小林鷹之衆議院議員・「中山間地での生活排水処理の取り組み」合併処理浄化槽の活用と「公的管理」ー「兵庫県佐用町庵途典章町長の二講演。また当会鈴木一徳理事が環境省環境再生・資源循環局長表彰を受けた。

第三十三回全国浄化槽技術研究集会

令和元年十月九日(水)・十日(木)



第三十三回全国浄化槽技術研究集会が十月九日、秋田県「秋田キヤッスルホテル」で開催。

当日は、浄化槽行政担当者研究会・浄化槽検査員研究会も併催され、グローバルウォータ・ジャパン代表の古村和就が「浄化槽法改正と地方創生」を講演。また、後藤衛生コンサルタンター後藤素彦代表取締役が長年の支援を評価され感謝状を受けた。

日本環境保全協会関東地区協議会令和元年度秋季研修会

令和元年十月十六日(水)・十七日(木)

日本環境保全協会関東地区協議会秋季研修会を群馬県磯部町の「舌切り雀のお宿 磯辺ガーデン」にて開催。

林整・関東地区協議会々々長(一般社団法人群馬県環境保全協会理事長)挨拶に続き、「浄化槽法の改正について」・「SDGsの先駆者―上毛かるたに学ぶ」の講演があった。連合会からは九名が参加。

一般社団法人日本環境保全協会 令和元年度一般廃棄物適正処理推進大会(徳島)

令和元年十一月二十一日(木)・二十二日(金)



徳島市「徳島グランヴィリオンホテル」にて令和元年度一般廃棄物適正処理推進大会が開催された。環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・名倉良雄課長が「廃棄物・リサイクル行政の最近の動向について」の講演と、徳島県土整備部・三好一生・水環境課長の「徳島県における生活排水処理について」の講演があった。

令和元年度忘年会

令和元年十二月十三日(金)



ホテルブリランテ武蔵野にて、恒例の忘年会を開催。当日は、お笑いタレント「ふうらいぼう」が連合会青年部とともにビンゴゲームを行い和やかに終了。今年の日玉のテレビは後藤衛生コンサルタンターの佐藤氏がゲット。

環境ビジネスのあしに呼応する。

キャンター エコ ハイブリッド 塵芥車



あらたな世界に走りだす

CANTER

三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう

www.mitsubishi-fuso.com

製鉄メーカー・新明和工業(株)

製鉄メーカーの仕様変更等により、一部写真と異なる場合があります

青年部活動報告

青年部役員紹介



部長
奥澤直人
(㈱総合管理センター)



副部長
神原秀禎
(㈱神原興産)



副部長
後藤素彦
(㈱後藤衛生コンサルタント)



副部長
安川真由美
(㈱安川商事)



副部長
中根利正
(㈱橋場商事)



教育委員長
長谷川智成
(井上衛生舎)



会員交流委員長
大山裕
(㈱正和清掃社)



事業委員長
原一
(小川清掃㈱)

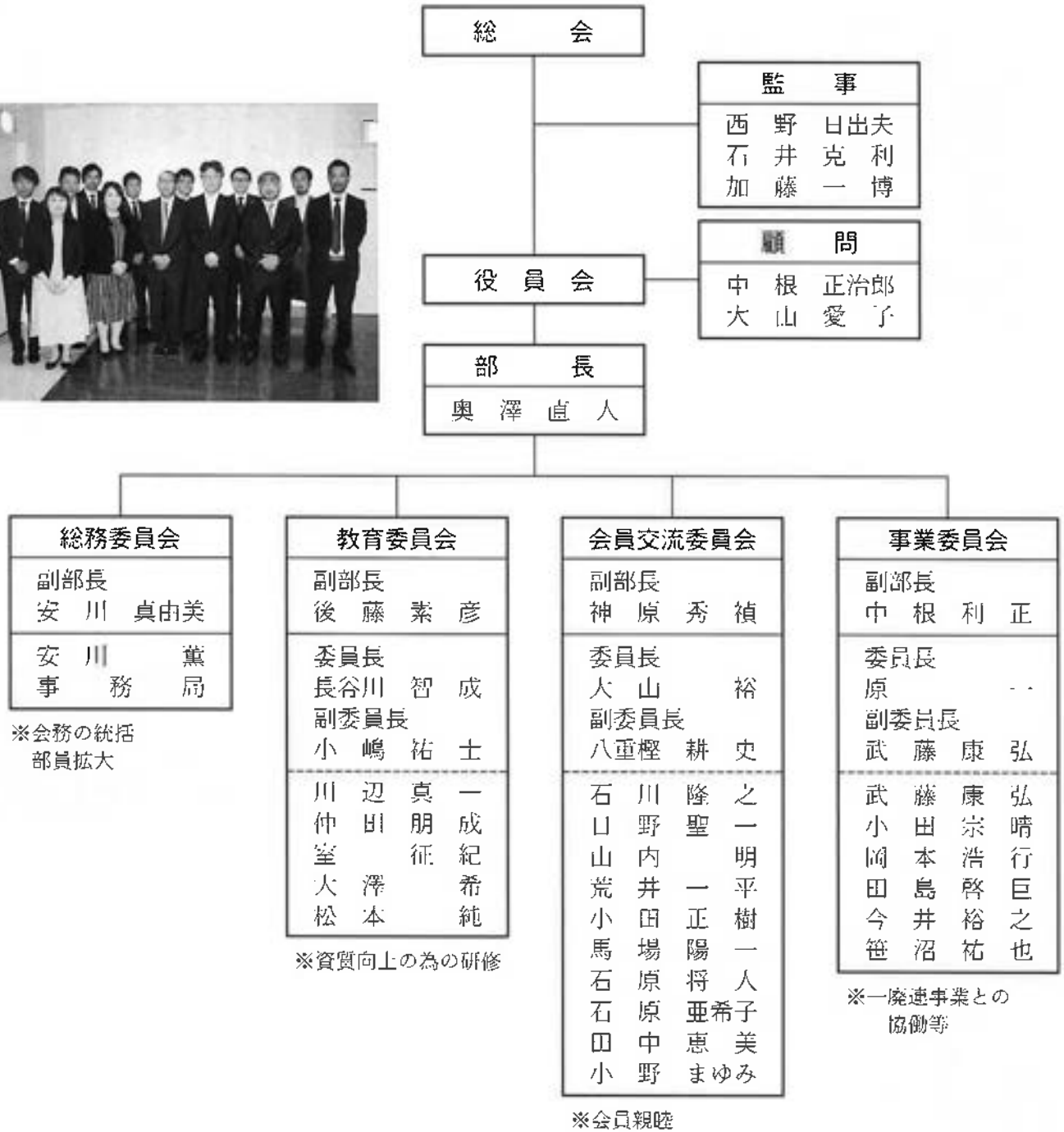
◎青年部活動

日付	会議名	場所
1月18日(木)	青年部新年会	熊谷市 甲子園第二球場
2月18日(火)	(一社)日本環境保全協会「第5回青年部事業推進協議会・研修会並びに懇親会」参加	ホテルグランドパレス
5月22日(水)	青年部平成31年度通常総会 第43通常総会(埼玉県一般廃棄物連合会)参加	浦和ワシントンホテル
6月6日(木)	(一社)日本環境保全協会「令和元年度定時総会・特別講演会・懇親会」参加	ホテルグランドパレス
6月18日(火)	日本環境保全協会関東地区協議会 通常総会 参加	群馬 草津温泉ホテル一井
10月9・10日(水・木)	第33回全国浄化槽技術研究集会 参加	秋田 秋田キャッスルホテル
10月16日(水)～	東松山市災害廃棄物支援活動	東松山市
10月16・17日(水・木)	日本環境保全協会関東地区協議会 令和元年度秋季研修会 参加	群馬 磯部ガーデン
11月13日(水)	深谷市 清掃活動	深谷
11月21・22日(木・金)	令和元年度一般廃棄物適正処理推進大会 in 徳島 参加	徳島 グランヴィリオホテル
12月13日(金)	令和元年度一般廃棄物連合会忘年会	
12月20日(金)	青年部忘年会	熊谷市 甲子園第二球場

◎埼玉県一般廃棄物連合会 青年部規約

- (名称)
第一条 本会は埼玉県一般廃棄物連合会青年部(以下青年部)と称する。
- (事務所)
第二条 本会の事務所は埼玉県一般廃棄物連合会事務局に置く。
- (目的)
第三条 本会は埼玉県一般廃棄物連合会(以下一廃連)の一部であり、埼玉県の環境衛生事業に携わる一廃連会員の後継者または若い経営者の情熱と実行力を結果し、一廃連活動の積極的な協力の中核となって事業を推進すると共に、将来有望なる当該事業経営者としての研修を重ね、埼玉県の環境衛生事業発展に寄与することを目的とする。
- (事業)
第四条 本会は第三条の目的を達成する為、次の事業を行う。
①一廃連が行う事業への積極的に参加。
②環境衛生事業に関する調査研究
③部員相互の啓発を促進し、親睦を深め、協調と連帯を深める。
④その他 目的達成の為の必要な事業を行う。
- (組織)
第五条 本会は埼玉県一般廃棄物連合会の事業後継者または若い経営者であって、原則として十八歳以上五十歳以下の青年とする。
- (役員)
第六条 本会に次の役員を置き、任期は原則として二年とし再任することができる。
①部長 一名
②副部長 四名以内
③委員長 四名以内
④監事 二名
- (役員職務)
第七条 部長及び副部長並びに監事は役員・委員長の互選により選任または解任するものとし、部員総会の承認を得るものとする。
- (役員職務)
第八条 役員は次の職務を行う。
①部長は本会を代表し会務を統括する。
②副部長は部長を補佐し、その職務を代行することができる。
③委員長は委員会を代表しその業務を統括する。
④監事は部の業務及び会計の状況を監査し、その監査結果を部員総会に報告する。
- (顧問)
第九条 本会に顧問を置くことができる。
二 顧問は青年部役員会の同意を得て部長が委嘱する。
- (委員会)
第十条 本会の事業を遂行するために委員会を置くことができる。
- (会議)
第十一条 会議は、総会及び役員会とし、部長がこれを招集し議長となる。
- (運営)
第十二条 本会の運営については、埼玉県一般廃棄物連合会運営に準じて行うものとする。
- (会計)
第十三条 本会の経費は、原則として青年部会の本会計によるものとし、必要に応じて臨時会費を徴収する。
- (事業年度)
第十四条 本会の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。
- 附則
一、この規約に規定無きものは一廃連会則を準用する。
二、平成二十五年五月二十四日

一 廃 連 青 年 部 組 織 図



女性部活動報告

六月二十六日午前、茨城県笠間市にあります「リキッドフィードセンター」の見学、午後からひたちなか市の「自動車安全運転センター」で安全運転の研修会を実施し、十四名が参加いたしました。朝早くの集合で帰りも渋滞に巻き込まれて夜遅く帰還とハードスケジュールでしたが充実した活動でした。

笠間リキッドフィードセンターでは、食品の廃棄をいかに無駄なく処理していくかを斎藤社長から説明いただきました。処理施設の充実した設備にも驚きましたが、

まだまだ使える野菜やこのまま食べられると思える弁当が惜しげもなく廃棄されている様に皆あきれてしまいました。コンビニエンスストアで売られる食品の基準はすこぶる厳しく定められているとの事で、プラスチック容器に入れた弁当は機械に挿入し、器と食品が分別されて出てくるシステムとなっており、一連の流れに感動すら覚えました。

午後の自動車安全運転センターは安全運転中央研修所も兼ねており、道路を隔てた向かいには「ひちはな海浜公園」があり、五月にはネモフィラが咲き誇り一面が水色になり秋にはコキアで一面赤になるといふ景色の素晴らしい環境の中にあ



(自動車安全運転センター)

りあります。安全運転を学ぶ施設では「埼玉県自動車安全運転センター」の口添えもあり、参加者全員が濡れた路面でのブレーキングを体験させていただくなど、私も含め社員さん皆に改めて安全運転の講義と実務を学びたいと思わせる研修施設でした。



(笠間リキッドフィードセンター)

また、台風十九号により被害を受けた東松山市の災害廃棄物処理に一廃連が支援活動をしていることから、作業に当たっている方たちの後方支援ができないものかと考え、救急箱とスコップ等を買いました。十一月半ばに入り活動日が土日月火と曜日指定され、残念ながら参加できなかった人もいました。

支援活動は一月も続行になりましたので、改めて参加者を募る予定でおります。

仮置き場はガラス片、金属片が散乱して危険なため、女性部での活動は分別作業くらいしかできませんが、これまでに参加した方の中には怪力を発揮した方もいたようです。

女性部も昨年、今年と充実した研修会を開催することができました。活動への参加者も増え、顔見知りになって情報交換もできるようになってきました。今後も頑張っている女性の方たちの参加をお願いすると同時に学習の場と懇親

の場を作っていくかと思っておりますので更なるご協力をお願い申し上げます。

○リキッドフィードセンター見学について

・梅雨の時期に見学させていただきましたが、ほとんど臭気はありませんでした。他社より臭気対策をされていて、大型冷蔵庫を使用するなど周辺住民の皆様様の事を考えられていました。ここまでしないと苦情が出る恐れがあるのだと思うと、大変な事業なのだ改めて実感しました。

・まだ十分使用できると思われる食品の数々が、毎日あれ程処分されていることに驚きました。

○自動車安全運転センター見学について

・見学だけだと聞いていましたが、施設の見学と実際にトラックに乗車して普段ではできない体験させていただきました。公道では決してできない走行なので沢山の人は是非体験してもらいた



(東松山市物見山)

・豪雨の際等の2ト車両運転状態を実際に乗車させていただきました。いい体験になりました。

○東松山市の支援活動について

・東松山市は会社から近いので、いつも通り慣れている場所が一夜にして変わり果ててしまったことにとっても驚きました。活動に参加して思うことは、ほとんどの作業が手積みで沢山の人の協力が無いとできない事だと実感しました。重機で作業すると効率が良いというメリットはありますが、手積みで作業することにより一つずつ確認し分別するので車両への負担や焼却施設への故障なども未然に防げるのではないかと思いました。これからも積極的に参加したいと思います。



(東松山市物見山)

・参加する事が出来ず、大変申し訳なく思っております。各社お忙しい中、支援活動に参加されていますこと、本当にご苦労様です。

経理委員会



委員長

日野 邦 英

あけましておめでとうござい
ます。 会員並びに関係おかれましては
ご健勝にて令和二年をお迎えの事
とお慶び申し上げます。

また日頃より埼玉県一般廃棄物
連合会運営に対し、多大なるご協
力をいただいておりますことに心
より感謝申し上げます。

一 廃連の活動は役員並びに会員
皆様のご協力のもとに、社会貢献
事業を推進しておりますが、昨年
は台風第十九号により甚大な被害
を受けた東松山市での災害ゴミ処
理支援活動で令和元年の幕を閉じ
ました。

一般廃棄物処理業界は経営難に
加え、深刻な人手不足という問題
を抱えております。そうした中で
災害ゴミ処理支援活動にご協力的
いただきました事、大変ありがたく
感じております。

また、平成二十八年の埼玉県本
部交通部との交通事故防止協定締
結に伴い開始いたしました「交通

「最後に、昨年、台風等により被
災されました方々に心よりお見舞
い申し上げます。」

遺児等援護白円募金」も一廃連青
年部の積極的な取り組みによって
実施され、本年一月に四回目の寄
付を行う事となっております。

会員皆様には当会運営及び事業
へのご協力をお願いばかりではご
ざいませうが、今後とも更なるご協
力を賜りますようお願い申し上げます。

総務教育広報委員会



委員長

小田 正

新年あけましておめでとうござ
います。

二〇一九年は世界的に異常気象

皆様におかれましては、健やか
に新春をお迎えのことと心よりお
慶び申し上げます。

が顕著に現れた年になってしま
いました。一月にはサウジアラビア
の砂漠地帯で未曾有の大洪水が発
生し、三月にはイランでも大洪水

旧年中は、会員の皆様をはじめ、
業界関係各位からのご指導及びご
協力を賜り、厚く御礼申し上げます

が起り、同じ時期にハワイでは
史上初の積雪を観測するなど年の

ISUZU

関東いすゞ自動車株式会社

本 社	〒370-1202 高崎市宮原町1-21	☎027-346-1111
浦和支店	〒336-0034 さいたま市南区内谷2-18-36	☎048-861-9161
川口支店	〒334-0075 川口市江戸袋2-1-11	☎048-286-0011
春日部支店	〒344-0121 春日部市上柳196	☎048-746-4151
春日部サービスセンター	〒344-0014 春日部市壘野町2-32-13	☎048-745-6660
越谷支店	〒343-0824 越谷市流通団地1-1-15	☎048-990-7711
伊奈支店	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室1360	☎048-723-6111
大宮サービスセンター	〒331-0811 さいたま市北区吉野町2-11-4	☎048-662-0011
行田支店	〒361-0016 行田市藤原町1-9-1	☎048-555-7777
所沢・三芳支店	〒354-0046 入間郡三芳町竹間沢5-1	☎049-262-6000
川越支店	〒350-1165 川越市南台1-4-3 (旧藤丘町)	☎049-240-1221
入間サービスセンター	〒358-0014 入間市宮寺3170-6	☎04-2934-7000
深谷花園支店	〒369-1245 深谷市荒川1135-1	☎048-579-2000

街の働き者

フォワード・エルフ園芥車シリーズ



前半だけでも、歴史上上例を見ない異常気象に襲われました。

その後も、オーストラリアで四十九・九度を記録したかと思えば、南国タイで氷点下になるなど、太陽の活動期と共に地球温暖化の影響は大きなものとなっているような気がします。

埼玉県でも台風十九号による河川の氾濫で大きな被害を受け、会員各位におかれましても、広範囲にわたる被害を被ったものと推察いたします。

このような時代に、私ども一般廃棄物連合会の存在意義を社会的に確かなものにすべく、連合会としての理念、コンプライアンス意識の向上、的確な情報収集・処理を確立していくことが必要であると感じます。

また、今回の東松山市に対する支援活動は、行動する連合会としての方向性を示すものであると考えます。

当委員会として、会員皆様のご要望にお応えしつつ、各企業に有用な情報提供及びスキルアップにつながる講習会等を企画していただけるよう努力してまいりますので、今後とも関係各位のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ます

結びに当たりまして、本年一年間が皆様様にとって爽り多き年に

なりますことを祈念申し上げます。また、新年の挨拶とさせていただきます。

生活排水対策委員会



委員長

小田 宗 清

新年、明けましておめでとうございませう。

年の初めにあたり、会員の並びご家族皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

日本国は災害大国といわれている通り、毎年どこかで災害が発生しています。

埼玉県も平時より、図上訓練等を実施してまいりましたが、今年も訓練を行ってまいりますが今回は、雰囲気も違いました。

本年九月十二日に発生洪水災害がモデルとなった為、支援者の立場から被災者の立場へ対応が変わったこともあり現実感が迫る訓練でした。

又、今回の東松山市の災害で、下水道処理の使用が制限された為

住民生活や、避難所の開設に伴い環境衛生維持が急務でありました。尚、浸水が引いた後も環境衛生の適正な状況を維持管理を行う事も急務です。

平時より災害の備えを整える事が大事であります事から、当埼玉県一般廃棄物連合会は、会員各社の活動を支援や助言当行っていますので、御意見や質問は当事務局へご連絡ください。

環境保全に貢献する
浄化槽用殺菌・消毒剤

ポンシロール



優れた殺菌力と、
安定した消毒効果



塩素臭を従来品の**50%に低減!!**



バイオシーダー

- 好気性と嫌気性の微生物群が、排水中の有機物を速やかに分解して優占種となり、短時間で浄化槽の生物処理機能を発揮させます。
- 処理機能の悪化した浄化槽の機能回復にも有効です。
- 高分子凝集成分を含みませんので、膜分離タイプの浄化槽にもご使用いただけます。
- 消臭成分による速効的効果と微生物による持続的効果で強力な脱臭効果を発揮します。
- 水溶性パック入りですので、そのまま投入して下さい。

総発売：
三朋ケミカル株式会社
製造元：
四国化成工業株式会社

本 社：東京都品川区西五反田1-21-7
北関東営業所：群馬県館林市近藤691-3
TEL：0276-72-5849
FAX：0276-72-9530

補償料金対策委員会



委員長

若林 光夫

新年あけましておめでとうござ
います。

皆様方におかれましては、ご健
勝にて新しい年を迎えられたこと
と、心よりお慶び申し上げます。

昨年は「平成」から「令和」へ
と年号も変わり、災害の平成から
脱却と念じておりましたが、昨年
十月に台風による大雨に見舞われ
一廃連は東山市での支援活動を開
始する事となりました。台風ごと
きと悔っておりましたが、地球温
暖化が影響してか今後は台風も巨
大化していくそうです。

さて、当委員会では昨年も申し
上げましたように、私たちの事業
の柱である浄化槽清掃業務が、生
活排水処理人工普及率一〇〇%を
目標とした浄化槽維持管理一括契
約制度等の事業推進により業務縮
小、更には廃業への危機に繋がら
ぬよう、委託及び許可業者の置か

れた状況を考慮しながらの施策と
なるようお願いして参る所存でお
ります。

また、一般廃棄物処理業界は苛
酷な状況にあり、昨年から続いて
おります支援活動への参加もまま
ならない会員も多数おられます。
経済不況から委託料金の引き下げ
が続き、作業従事者の給料も長く
据え置いた結果、人材獲得もでき
ないような実情で巨大災害となっ
た時に一体どれほどの事が出来る
のかと不安ばかりが募ります。一
般廃棄物の収集運搬・処理ははず
こも同じ様な形態ですが、その委
託・許可の在り方については地域
により微妙に差があり、似て非な
るものと言わざるを得ないような
事もあります。

更にし尿汲み取り業に関しまし
ては、業務減少の域を超え事業と
しては成り立ちません。合特法を



東京日野自動車株式会社

性能は、環境のために

本 社	東京都港区新橋 5-18-1	03-3578-3939
大宮支店	さいたま市北区吉野町 1-405-18	048-661-1200
岩槻支店	さいたま市岩槻区大字笹久保新田853-1	048-798-1121
新狭山支店	狭山市新狭山 1-5-18	04-2930-2053
松伏支店	北葛飾郡松伏町田島東 1-2	048-993-2111
熊谷支店	熊谷市佐谷田2228	048-525-2351
秩父支店	秩父郡皆野町皆野1862	0494-62-2222
川口支店	川口市安行領家834	048-291-5631



頼みに補償問題への取り組みをお願いしても市町村の中には業界団体からの支援要請を基に対処して参る遠慮なくご相談下さいますようお願い致します。

最後に会員並びに関係各位のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げます。今年度の挨拶とさせていただきます。

ゴミ対策委員会



委員長

飯塚 浩

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれては、健康やかに新年を迎えられたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年、各地で大雨や台風の被害で多くの方々が甚大な被害を被りましたが、本県においても川越・東松山等々で甚大な被害が発生し、皆様方の協力を得て次第に復興を果たしておりますが、まだまだ本来の生活に戻って居る訳ではありません。

引き続き、被災された地域の方々

確保も儘ならぬ状態に陥る事態が予測されます。

この様な状況を目の前にして、我々の業界も新たな打開策を模索する必要性に迫られています。

若い世代や次の世代が、如何にゴミを少なくするか？如何にゴミを再利用するか？

知恵を絞り研究を重ね、ありとあらゆる方法を模索して行く事が大事になって来るでしょう。

今年は東京オリンピックの年で、オリンピックを成功裏に終える為、我々も協力を惜しんではなりません、その後の事も念頭に今年も業界の発展に惜しまない協力をお願いします。

今年度は『ひろえは街が好きになる運動』も縮小され、ごみ委員会独自の活動を展開する必要がありません。

若い世代の経営者や、市民の皆様への理解を広く業界の更なる発展に努力をしてまいります。

会員皆様方のご協力をお願いするとともに、本年度も皆様方の健康と益々の発展を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

災害の度に発生する災害ゴミの処理においても、このままでは処理が追い付かなくなるでしょう。

更に、働き手の減少により人材

あなたの点検作業が劇的に変わります！

EcoMaster

エコマスター

いま話題のサブスクリプションサービスを活用した、
浄化槽維持管理システム

ご利用料金は **なんと！** 業界初の **定額制！**
何台使っても

月額 **30,000円**

HHC
ECOシリーズ

点検キット **定額制** 発売記念

今なら **無料体験** キャンペーン中

通常価格 **は、3,980円** 浄化槽点検キット

3ヶ月間 **無料**

【キット内容】
・専用測定機
・Amazonギフト券
・モバイルアプリ



株式会社HHC <http://www.hhc.co.jp>

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル93 TEL 03-6240-9005 FAX 03-6667-0066

第 23 期 役 員 名 簿

平成30年4月1日～令和2年3月31日

役 職	氏 名	電 話 番 号	ファックス	社 名
理 事 長	中 根 正 治 郎	048-541-4111	048-542-1552	(有)橋場商事
副理事長	日 野 邦 英	048-572-4395	048-574-3033	(株)日野商事
〃	西 野 則 幸	048-521-3178	048-525-8208	(株)熊谷清掃社
〃	西 野 日 出 夫	0480-92-9530	0480-92-9333	(有)西野商事
〃	加 藤 一 博	04-2926-7777	04-2926-7782	加藤商事(株)
常任理事	鴨 田 豊	0480-85-5049	0480-85-7515	(有)鴨田商事
〃	若 林 光 夫	0494-62-4566	0494-62-5852	(有)伊藤商事
〃	竹 田 新 太 郎	049-222-6675	049-225-2618	(有)中央衛生
〃	飯 塚 浩	048-269-3211	048-269-3212	(有)飯塚商事
〃	小 田 宗 清	0493-56-4562	0493-56-5116	(株)滑川環境保全
〃	小 田 正	0493-62-8121	0493-62-7323	新埼玉環境センター(株)
〃	神 原 秀 禎	048-265-7981	048-269-2684	(株)神原興産
〃	後 藤 素 彦	048-522-5372	048-522-4984	(有)後藤衛生コンサルタント
〃	原 一	0493-72-2119	0493-72-1850	小川清掃(株)
理 事	宇 佐 見 博 至	03-3965-3371	03-3966-2795	宇佐見産業(株)
〃	小 島 進	048-588-2928	048-589-1495	(有)妻沼環境センター
〃	鈴 木 一 徳	048-581-1745	048-581-0833	益栄商事(株)
〃	田 島 啓 巨	0495-72-1038	0495-72-8585	児玉清掃(株)
〃	室 征 紀	048-775-1551	048-771-3492	青木清掃(株)
〃	川 辺 真 一	048-569-2110	048-569-2141	(株)マルカ商事
〃	奥 澤 直 人	048-501-8240	048-501-7240	(有)総合管理センター
〃	井 上 功	048-735-0015	048-734-3102	共栄衛生(有)
〃	岩 井 松 巳	0480-61-0445	0480-62-2295	(有)不動衛生サービス
〃	八 重 樫 耕 史	049-222-5957	049-222-5973	加藤商事(株)
〃	石 井 克 利	048-684-5079	048-684-5203	(株)サンワ環境開発
〃	大 山 裕	049-281-1678	049-281-1960	(有)正和清掃社
〃	長 谷 川 智 成	048-573-1448	048-573-1003	井上衛生舎
〃	安 川 真 由 美	049-294-4411	049-294-1415	(有)安川商事
〃	黒 川 晴 予	048-861-5151	048-861-5065	(株)セイウン
〃	馬 場 陽 一	0493-73-1477	0493-73-1531	(有)クリナス
監 事	石 川 隆 吉	049-222-3047	049-225-6943	石川商事(株)
〃	大 山 愛 子	049-281-1678	049-281-1960	(有)正和清掃社

お知らせ

○第44回通常総会日程

日時：2020年5月26日(火) 午後3時～

会場：浦和ワシントンホテル

3F プリムローズ

編集後記

あけましておめでとうござい
ます。

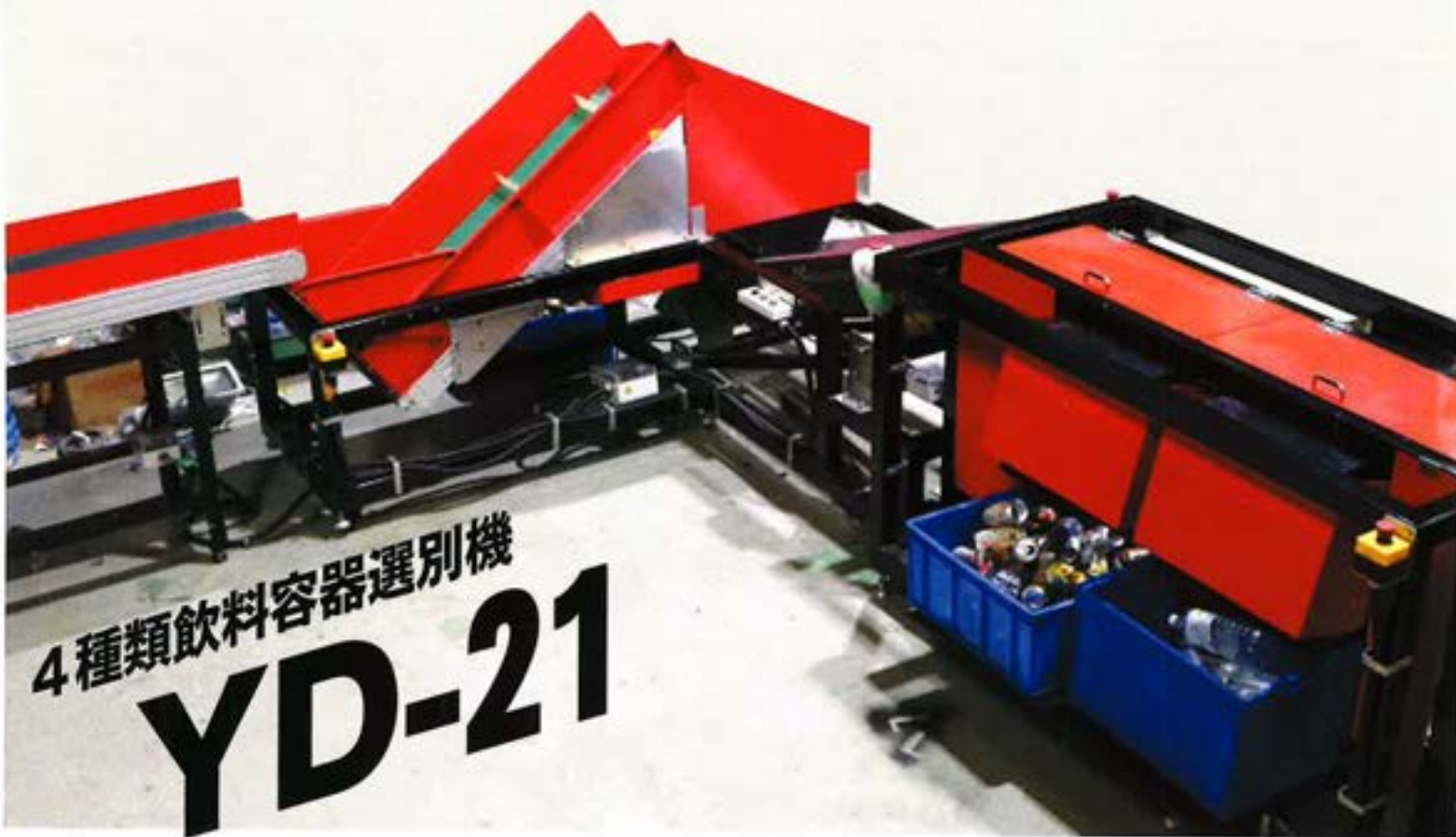
昨年は、新天皇の即位に伴い
新元号が令和となりました。そ
んな矢先、全国に災害が発生し
埼玉県内も台風十九号の影響に
より各地で災害が発生しその支
援に埼玉県一般廃棄物連合会の
会員及び非会員の皆様方の協力
によって支援活動を進めており
ます。自分は支援活動に参加し
たのが初めてで現場の惨状を目
の当たりにし災害の悲惨を改め
て実感しました。そこで生活を
されていた住民の方達が自分
の家を片付けている中で、私た
ちが災害で出た物を回収してい
ると、何処から来たのと声をか
けて来てくれた方がおり、こん
なところまで良く来てくれたね
ありがとうと温かいお言葉を頂
いたとき、被災されているのに
相手を思いやる言葉が出ること
に、凄いなると感動と何とも言
えない嬉しさがありました。

そして、今年は皆さんにとっ
てどんな年になるのか？良いこ
とや、あまり良くないことがあ
るかも知れない、その時は一人
で考えず身近な人あるいは、連
合会の方に話しては如何でしょ
うか！皆さん耳を傾けて一緒に
考えてくれると思いますよ。

(株式会社サンリ環境開発 石井 克利)

埼玉県一般廃棄物連合会

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤3-11-2
TEL 048-831-6888
FAX 048-831-6880
URL <http://www.ippairen.com/>
E-mail : saitama@ippairen.com



4種類飲料容器選別機 YD-21

未来を担う選別機誕生

日本初の飲料容器4種類（鉄・アルミ・ペットボトル・瓶）選別機、YD-21が完成しました。マグネット、各種センサー、エア、各ユニット方向等、あらゆる観点から技術を磨き、高い選別率を追求した結果、安定した選別が可能となりました。飲料容器全てを同時投入し、4種に分ける特長は実用新案登録済みで他社では真似のできない機能です。

「よりスピーディーに正確に」。

地球環境に優しいYD-21は輝ける未来を見つめています。

 **Yoko.Co.Ltd**
Made in Japan

品番 Product number	処理能力（体積/時間） Processing capacity (volume)	処理能力（数量/時間） Processing capacity (quantity/hour)
YD21-10	10m ³ /h	15,000ヶ/h
YD21-20	20m ³ /h	30,000ヶ/h
YD21-40	40m ³ /h	60,000ヶ/h
YD21-60	60m ³ /h	90,000ヶ/h

関東地区代理店

※カタログ・図面等のご請求は下記代理店へ



環境機械器具総合商社
湯浅建機株式会社

埼玉県草加市稲荷3丁目4番28号

TEL 048(935)3030(代)

FAX 048(935)3770